

委員からの意見

平成19年8月

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会

中央環境審議会地球環境部会

目次

I. 合同会合における委員発言概要

1. 第20回合同会合（7月25日 素案審議）における
委員発言概要 2
2. 第21回合同会合（8月10日 中間報告案審議）における
委員発言概要14

II. 委員から書面で提出された意見

1. 第20回合同会合以降に書面で提出された意見
 1. 1 浅岡委員からの意見26
 1. 2 及川委員からの意見42
 1. 3 大塚委員からの意見43
 1. 4 小林委員からの意見44
 1. 5 関澤委員からの意見48
 1. 6 馬田委員からの意見50
2. 第21回合同会合以降に書面で提出された意見
 2. 1 浅岡委員からの意見52
 2. 2 飯田委員からの意見59
 2. 3 及川委員からの意見65
 2. 4 大聖委員からの意見66
 2. 5 馬田委員からの意見67

第20回合同会合（7月25日 素案審議）における委員発言概要

○青木委員

- ・住宅・建築あるいは都市対策等についてはおおむねよい。
- ・国民運動について、環境省だけでなく各省が力を入れて行っていくことが大切。また、国民運動における地方の役割も重要なので記述すべき。

○浅岡委員

- ・電力の排出係数に京都メカニズムクレジットを反映させることについて、インベントリの根本的な内容を変えることにつながるので疑問。
- ・別紙の評価で②の「現行計画における対策効果が見込まれるもの」と位置づけられているもののなかには評価として甘いものが含まれているのではないか。現行対策で不足量が大きく、それに対して抜本的な削減対策が必要であるという視点が、長期的・戦略的な視点とともに必要。
- ・自主行動計画については、業種単位でなく事業者単位、事業所単位で目標を立てることや、目標を協定化していくこと、削減計画を提出させるなどの仕組みを入れるべき。また、原単位目標だけでなく、総量目標を加えるべき。
- ・国民運動、見える化については、家庭の中のことだけではない点をわかるようにしてほしい。工場や事業所の原単位やトップランナー機器の大型と小型の差等を見える化すること、また、大型化した製品を小型化していく取り組みも重要。

○浅野委員

- ・現行の目標達成計画の構成は良く考えられている。目標達成計画の25ページに掲載されている表5は全体の構成が良く理解できるように整理されており重要である。しかし本日の中間報告素案は、内容が整理されておらず項目の並び方も体系的でなく、さりとて重要な項目の順に並んでいるわけでもない。並べ方についてもう一度考え直す必要があるのではないか。
- ・目標達成計画では、対策が68、それを具体化する施策が241、そのうち法律に基づくものとされている施策は35、内訳をみると14が省エネ法、12がグリーン購入法にもとづくものとされている。基準を定めるとされる施策は3、フォローアップの仕組みを組み込むものとされるものが1つ、国が支援すると一般的に書かれている施策は36、補助金交付を明記した施策は14、税の優遇を明記したものは2、規制緩和が1、促進すると書かれているのは1である。これら列挙されているものの以外は具体的な施策の手法が明らかでない。これを埋めていくことが課題である。

- ・別紙の既存対策の評価の②について、事務局より今後コメントを付けたいとの説明があった。指標の中には対策や施策の定量的評価に止まっているものが多くあるが、それが削減量の評価に必ずしもつながっていないということが問題である。対策の進捗状況だけ取り上げられているのは問題ことは誤解を与えるおそれがある。
- ・また、我々は増減率のパーセントで物事を考えがちであるが、排出量の水準についてもあわせて明示することが重要。
- ・「業務その他」は、他の項目で含まれない雑多な項目の寄せ集めである。「その他」の寄与度は大きく、業務だけが悪者であると言い切れないかもしれない。
- ・個別の施策と国民運動を組み合わせてやらない限り効果が上がらないのに、施策の進捗状況だけが上がっているのは問題。一人一日1kgとあるが、何をやったら1kgになるのかが明らかでない。
- ・地方公共団体の役割、地域の役割をもっと具体的に分かるようにする必要がある。
- ・地球温暖化対策推進センターの役割は極めて重要だが、予算が減っている。更なる活用を図るのであれば財務省を動かして予算をつけることが必要。かけ声だけでは人は動かない。推進員は手弁当で活動しており、何らかの支援が必要なのではないか。

○猪野委員

- ・自主行動計画の目標設定について、最終的にはCO₂排出総量の削減を意識するという考え自体には異論はないが、経団連としては、各業種がそれぞれの業態を踏まえて自主的に目標を設定しているのが基本であり、例えば、電力業界の場合、販売電力量はお客様の電気の使い方、事情により増減するので電力会社が直接コントロールすることは出来ない。したがって、販売電力量あたりのCO₂の削減を目標として設定し、供給側での様々な対策を行っている。また、ヒートポンプ等の高効率機器の開発や普及を通じて、お客様サイドでのCO₂削減にも取り組んでおり、これらは結果として総量でのCO₂削減に寄与すると考えている。経団連としては、総量目標か原単位目標かに関わらず、供給サイドと需要サイドの両面の取り組み、更に国民運動とも連携して、CO₂削減に貢献したい。

○逢見委員

- ・自主行動計画については、縦割り行政の弊害がある。所管する省庁によって温度差がある。温度差なく同じレベルで取り組んでいく必要がある。温度差の違いを書き込んでもらいたい。遅れている業種にもっと取り組んでほしいとのメッセージを盛り込んでほしい。
- ・住宅・建築物については、現行省エネ法の説明をしているが、新しい対策として省エネ法を改正するつもりはあるのか。現行の記述では、現行省エネ法の枠内で行うとの印象

を受ける。2000m²未満への規制強化、既存住宅への適用拡大、罰則の適用など、法改正を念頭においた住宅・建築物の省エネ対策に踏み込む必要がある。

- ・産業・業務部門の対策では、フランチャイズ・チェーンについて、省エネ法を改正して統一的な対策を促すことが必要である。
- ・税制に関連して、エネルギー需給構造改革促進税制を具体的に書き込むことが必要である。
- ・国民運動に取り組んでいくためには、各省庁の取り組みに温度差があってはならない。また、「見える化」も重要であり、取り組み体制作りを行う必要がある。

○大塚委員

- ・新エネ対策について、グリーン電力証書の損金化を是非検討してほしい。何らかの検討をするぐらいのことを記述していただきたい。
- ・排出量取引については、賛否両論を書くのは良いと思うが、米や豪など京都議定書を批准していない国でも既に導入しており、このまま日本が何もしないと国際競争力の観点から不利になる可能性もあり、是非検討してほしい。「見える化」プラス炭素に価格を付けることが重要であり、そういう観点から排出量取引に注目すべき。また、自主行動計画もキャップをかけているようなものであり、排出量取引と自主行動計画とはそれほど内容が違うものではない。国内排出量取引に関して、自主行動計画と類似性がある旨を盛り込んでほしい。
- ・他委員からも指摘があったが、「業務その他」の内容を精査する必要がある。
- ・国民運動については、何が原因でどれだけCO₂が排出されているのか、またどうすれば排出量を下げることができるかを明らかにしないと、国民は何をすればいいかわからない。さらに進めていただければと思っている。
- ・自主行動計画の関係で、本当にCDMを買って来られるのか、株主総会でそれが否決されたときにどう対処するのか。

○鹿島委員

- ・自動車単体対策については、エアコン、ステレオなどの付帯機器の省エネについての配慮が欠けているのではないかと。パンフレットに付帯機器使用時の標準的な燃費を記載してはどうか。またアイドリングストップ装置も同様であり、パンフレットに記載してはどうか。エコドライブに関しては、燃料計への補助、高速道路走行時の燃費の上手な使い方を工夫していくことがあってもいいのではないかと。
- ・交通流対策・公共交通機関の利用促進等については、環状道路の整備やボトルネックの具体例が出ているが、道路整備による誘発交通への配慮も必要ではないかと。
- ・自動車税制の見直しが秋に向けて議論されると思うが、車の燃料消費に大きな影響を与

える可能性がある。また、都市計画との関係もある。エネルギー消費に影響を与える国の施策については、十分な事前のアセスを義務づけてはどうか。

- ・運輸部門については、走行量がエネルギー消費を判断する上で効いてくるが、今走行量が減少している。政策の評価のモニタリングを行っていく、効果をモニタリングする場合は、データそのものの高精度化を図ってほしい。この点を「おわりに」に記載してほしい。

○河野委員

- ・大局的に中間報告素案を見る必要がある。これだけの人数が集まって議論を行っているので、共通の理解を持つよう努力すべき。
- ・大きな方向でまとまりつつあることは確認できる。よくぞまとめてくれた。環境省と経済産業省が連携をとってやってくれた。
- ・議論が大きく分かれたのは排出量取引をどうするかという政策論。これらについては両論併記しかない。特に排出量取引については、第一約束期間内はそう簡単でないことは確認出来ていると思う。ポスト京都の論点である。
- ・日本の温暖化対策の決め手は原発を有効に活用するという。地震以降マスコミも含め過剰な反応が示されているが、そのうちに沈静化してくると思う。ただ、長期にわたって停止することもあり得る。その影響分はCDMでカバーすると言っており、電事連は約束だから覆すわけにはいかない。原発を有効活用するに際して、13か月に一回の点検という現在の保安規程に重大な問題がある。13か月に科学的な根拠はない。点検期間を合理的に見直す必要がある。

○小林委員

- ・後ほど、文書にて意見を提出するが、特に気になる点について、申し上げる。
- ・自主行動計画に記載されている削減目標と目標達成計画に記載されている分野毎の削減目標は整合性が取れていない。自主的ではあるが、目標達成計画に組み込まれている以上、一定のルールは必要である。自主行動計画のシステムを全面的に見直して、各業種別の目標値の設定、各企業の削減ルールの設定、各企業からの報告、各業界での積算指標のルール化、評価方法の明確化等を整理した上で、評価・公表すべきではないか。
- ・産業・業務部門については、自主行動計画によって進められているが、温室効果ガス排出量の60%以上を占める分野であり、確実・抜本的な対策が必要である。例えば、東京都の環境条例を参考にして、一定規模以上の事業者等には排出削減計画を義務づけるなど、実効のある政策が必要である。
- ・国民運動については、各種運動が行われているが、実際に削減につながっているのか実感がわからない。国民運動に期待するのであれば、国民の行動を誘導する具体的な誘導策

を講じる必要がある。一時的に国民の行動を制限するのもやむを得ないのではないか。また、一部の非協力者に対しては税負担を課してもやむを得ないを考える。国民の購入意欲をかき立てて大量消費型製品を購入させる産業界にも責任はある。そのような意味で、産業界には、自覚をもって国民運動の誘導策を考えてほしい。

- ・地域活動についても配慮をお願いしたい。現在の温暖化対策において、地方の位置づけはほとんどなされていない。地方が具体的に何をするのか、政府として何を要請するのかが明確に書かれていない。温暖化対策における地方自治体の位置付け、地方の活動家に対する対応策についてもお願いしたい。

○佐和委員

- ・2頁のIの1.で、「温室効果ガスの増加」と記載されているが、「温室効果ガス排出量の増加」が正しいのではないか。大気中濃度と勘違いする。
- ・8頁で、「今後早急に具体的な内容を検討し可能な限り効果を推計していく対策・施策」と記載されているが、「今後早急に具体的な内容を検討し可能な限り効果を推計していくべき対策・施策」などと修正すべき。
- ・都市構造の対策は長期的な対策である。短期的、中期的、長期的な対策が混在しており、気になる。
- ・11頁で「インセンティブ」との表現を用いているが、具体的にどのようなインセンティブを与えるのかが不明である。
- ・14頁の中小企業の排出削減について、国内CDMはすばらしいアイデアだと思うが、大企業が中小企業に投資をして削減したCO₂を大企業にカウントすることが、大企業にとって費用対効果の観点化からインセンティブがあるのか。「また、資金面での公的支援」とあるが、これは政府系金融機関を使つての支援なのか。
- ・京都メカニズムについては、CDM、JI、ETといった類型があるが、これらの中でどの類型をどのように推進していくのか具体的に記載すべきではないか。

○須藤委員

- ・今後6%削減に向けて、第一約束期間で不足分が伸びる可能性がある。したがって、点検して強化する対策は前広に取り上げてほしい。排出権取引、サマータイム制、環境税について、第一約束期間では実行しないで検討するような表現に読めるが、必要に応じて実施できるという表現を残してほしい。排出権取引については、公平な初期配分を行えないとの指摘があるが、水についての施策の前例を見ると、個々の企業で不公平と言われたことはない。水と比較して、CO₂の方がやり易いと信じている。
- ・国民運動については、県レベルでの取り組みは行われているが、市町村はまだまであり、市町村の役割をクリアにしてほしい。市町村にもキャップ・アンド・トレードをし

てもいいのではないか。

- ・下水道について記載されているが、上水道については全く触れていない。1万カ所くらいの浄水所があるが、そこでのポンプの効率向上、浄水技術向上、浄水汚泥、小水力発電などに触れられていない。下水道と合わせて上水対策を盛り込んでほしい。
- ・廃棄物については、有機性廃棄物を埋め立てるとメタンの発生原因となるため、埋め立て抑制を盛り込んでほしい。

○高村委員

- ・自主行動計画については、定量的な評価を待ちたいが、産業対策での努力が国民に見えるようになる工夫が必要である。CO₂排出量による目標の提示や算定・報告・公表制度の透明化などコストも含めて国民に見える形で公平にフォローアップをしてほしい。一つの方法は協定化であるが、少なくとも自主行動計画の達成のためのクレジットの取り扱いについては、公式文書の中で国民が分かる形で示されることが必要であると考え
- る。
- ・自主行動計画で拡大・強化が求められる業種が示されているが、排出量の寄与度が大きい業種、コストの関係で削減効果が大きい業種については重点的に取り組んでも良いのではないか。例えば、チェーンストア協会などが挙げられる。
- ・産業、業務、家庭分野に関わることとして、排出削減のインセンティブを与えるような削減指標、目標設定になっているのか。例えば、業務部門において、単位面積当たりの排出量だと、フロアの拡大が起こると全体としての排出量が増えてしまう。また、バイオ燃料を促進しようとする、キロメートル当たり消費燃料ではなく、どれだけCO₂を排出するかとの指標が望ましい。
- ・国民運動については、分野横断的な総合力が求められる。また、自動車大型化を抑制するような税制の見直し、機器単体ではなくメーカーの平均燃費を公表するなど、インセンティブを与える仕組みが重要である。
- ・環境税・排出権取引について前回の会合で議論できたことは成果だと思うが、目標達成計画では検討のレベルから記載が進んでいないのが懸念するところである。万一上手く進捗しない場合、如何なる制度でそれに対応するのか準備を進めていくことについて合意は必要ではないか。

○千葉委員

- ・国民運動については、国民の民意を作っていくよう分かり易く示していくことが必要ではないか。
- ・安部総理の言われた2050年に温室効果ガス半減について、40年先のことだが遠い話しではない。また、今の生活において化石燃料を否定することはできない。化石燃料

を含めたベストミックスの考えが重要である。

○名尾委員

- ・家庭・業務部門については、抜本的に取り組むとの思想、また国民運動を始めとした対策が盛り込まれており、高く評価する。
- ・4月14日の論点整理では、運輸部門の交通流対策として、モーダルシフトの一層の推進、高速道路の利用促進などの項目が掲げられていたが、今回の中間報告素案では落ちているので復活してほしい。また、論点整理では、交通流対策による排出削減効果の正確な定量的な測定が記載されている。この考えは中間報告素案の「3. その他」、「おわりに」に盛り込まれているので、これに基づいてPDCAをしっかりと回して欲しい。
- ・国内排出量取引については、過去の排出量の実績を基にせざるをえないと考えるが、そうすると、本来競争に負けて退出しなければならない企業が温存し、産業や経済の活力が損なわれることになる。
- ・自動車の大型化について、以前、自動車業界からヒアリングをしてデータをもらったが、大型化は進行していないと報告されている。

○中上委員

- ・「業務その他」は、昔は残差項として扱われていた。業務の中身は千差万別であり、統計が整理されることを待ちたい。民生部門で伸びる部門をどう扱うか、どう評価したか、が重要である。個別の対策それぞれで2010年の値を出して、それに対する対策の効果を評価すると、積み上げたものと決して一致しないので、精査が必要。
- ・自主行動計画については、未策定業種が入ってきているが、今から入って具体的な対策値が第一約束期間に間に合うのか。かなり難しいと思う。全体での温度差がなくなるまでに数年の時間を要するだけでなく、データの整合性が取れるまでに数年の時間を要する。今入ると、どの時点をスタートとするかも問題。ただ、温暖化対策は第一約束期間で終わる話しではないので、一日でも早く対策を始めてほしい。まず、温度差をなくして、それから具体的な行動に移るため、多少時間がかかるが、そういったステップを踏まなければならない。

○永里委員

- ・電力業界に対して、原子力発電は安心・安全の原則が重要である。原発なしで温暖化対策はあり得ないので、国民の理解を十分得られるよう努力してほしい。
- ・下水道対策については、具体的な取り組みが不明である。例えば、分散型処理設備を念頭において、ITコントロールで集中管理すれば、省エネ対策は一気に進む。これは上水道対策にも有効である。このような日本の優れた技術を中国に移転することにより、

世界的に温暖化対策が進む。

○西岡委員

- ・長期的な方向は定まったこと、総量的な規制・目標を作ることが明記されたことは非常に評価できる。
- ・新エネルギーの普及を進めてほしい。さらに強い書き方をしていただきたい。
- ・省エネ等については、最終的な需要がポイントであるため、もう少し国民に語りかけてもよいのではないか。グリーン電力証書は国民が参加しやすいメカニズムである。こういう仕掛けをもっと企業側から提供していくことが大切。最近、国民の間でもカーボンオフセット、カーボンニュートラルという言い方で積極的参加が非常に進んでいるので、もう少し発信をしていく必要がある。
- ・排出量取引・環境税については、欧米等の傾向を考慮すれば、導入の方向に行くこともある程度必然と思っている。そのために、もう少し深く検討していただきたい。単体で考えるのではなくポリシーミックス全体を考えた中で検討すべきである。

○原沢委員

- ・次回会合で提示される排出量の見通しについては、進捗状況の報告書等によれば、当初の計画に比べて最小値が格段に低い対策があり、見積もりが適切でなかった対策が多かったため、今後新たな対策を追加する場合には、安全側に立った見通しをしてほしい。
- ・中小企業の対策は重要だと思うが、大企業と中小企業がある意味補助し合いながら削減していくということになれば、コージェネ、高性能ボイラー等、中小企業対策は既に目標達成計画に入っているため、制度設計する際には重複のないようにしてほしい。
- ・クレジットを使って中小企業で削減したものを大企業に移転するとの話があるが、クレジットというものはキャップがかからないと、単に排出量を中小企業から大企業に移しただけになるのではないか。制度設計には注意してほしいのと、見える化の観点から、大企業と中小企業の取組を透明化してほしい。
- ・3. の「その他」について、進捗管理は非常に重要であるが、9か月以上経ってもデータがなかなか出てこないとなると迅速に状況を把握できない。例えば四半期毎に速報値を出すとか、大きな排出源を持っているところにサンプル調査することは出来ないか。

○榊井委員

- ・全体的な意見として、現状が厳しい状況にあることは理解した。しかし、今後については、従来の対策をさらに何とか深堀するなど、ほとんど検討する等含めたものが多く、これはどうなのかと思う。今後の検討事項とされた排出量取引、環境税について、単に検討に止めて良いのか。

- ・京都メカニズムについて、従来型の対策が上手いかなければ不足分は京都メカニズムに頼るという安易な考えが見える。既に補完性が姿を消して、精査した上でクレジットを取得することが必要であると明らかにすべき。京都メカニズムを発動するとき、排出量取引や環境税等の検討事項をどう位置づけるのか明らかにすべきである。
- ・原発がいかに重要か、原発なしには対策はできないのか。今回の原発の事故により、原発が稼働停止になることを前提とした削減量不足を考える必要があり、最終報告には少なくとも織り込むべきである。今回の東電の事故による排出量の増加分は、CDMに頼ることになると思うが、電力会社がすべて費用負担することになるのか。

○三橋委員

- ・排出権取引について、記載内容が混乱しているのではないかと。排出権取引の基本は、例えば一単位のCO₂を削減するために最も安いコストで削減するということであって、直ちにCO₂排出量を削減するということには直につながらない。EUの例についても、実質的な削減効果がないと書かれているが、実験段階であり厳しいキャップをつけていないので当然である。排出権取引を目標達成計画の中で行うのは難しい。ポスト京都議定書で、大幅な削減義務が課される時に大きな効果を持つ。
- ・環境税は、排出権取引と異なり、来年からでも実施できる。他方、排出権取引はまずは市場を作らなければならず、2012年までに効果を出すのは無理である。環境税は即効性のある政策であるので、是非実施してほしい。2007年以降もCO₂の排出量は基準年次を上回る可能性が強いので、それを抑制するためには、環境税という形で化石燃料の使用を強力に抑制していく政策をとらない限り、国民運動だけでは目標を達成できない。
- ・短期でできる環境税の導入は現実的な対応として考えるべき。16頁の環境税の評価は、既にやっていることを書いているだけで、非常に違和感を感じる。

○森嶋委員

- ・議論の進め方について、合同会議は何のために行っているか思い出してほしい。京都議定書の目標である6%削減を達成するため、どのような政策をとるべきか、また現在の進捗を確認することである。
- ・環境税、排出量取引についてこの会合で一つの結論を得るのは困難ではないか。
- ・どのような政策をとるべきかを審議するにあたっては、データが重要。対策毎にどれだけ対策効果があったのかを示す必要がある。2010年だけでなく、2008年、2009年、2011年、2012年についても対策ごと、業界ごとに推計しているのか。また、自主的取り組みについては、これから拡大・深掘をするとあるが、自主的な対策が取られた場合のデータも出てくるのか。

- ・ 中小企業対策については、中小企業への対策を行えばどの程度の排出量が削減されるのか、いろいろなポリシーミックスを行った場合の計算を行ってほしい。

○山口（光）委員

- ・ 排出権取引の書き方について、最小コストで出来ると書かれているが、前回の論議も踏まえて、「そうでないとの意見もある」旨を追加してほしい。
- ・ 吸収源対策について、全力でやるのは当然だが、環境税を導入してその財源をかなり使ってやるとなると話しは別である。トン当たり3万円との試算を出して頂いたが、そのようなコストのために税を導入するのは反対である。
- ・ 次回になれば2010年度の排出量の数字が出ると思うが、軽々と達成できる数字が出るわけがない。既に日本は相当の排出削減が進んでおり、これ以上行うにはコストがかかる。日本が目標を達成するためにはどの程度コストがかかるのか、経済への影響はどのようなかを明らかにする必要がある。ただ対策を行えば良いものではない。アメリカやヨーロッパでは、コストのない議論はあり得ない。日本ではコストの観点のない議論を行っている。
- ・ 自主行動計画については、日本発の手法として、海外に対して、例えばアジアを回る際にアピールすべき。その際には、学者と一緒に論文の形にして外に出していくことが重要である。
- ・ 中間報告素案で一番感じたことは、温暖化対策しか書かれていないことである。サミット前のブッシュの演説は、貧困対策や教育対策など、いろいろな対策の中に温暖化対策も出てくる。EUが出した長期対策も温暖化対策のみではない。エネルギー問題も含め、総合的な対策の中で温暖化対策はどう扱うべきかが述べられている。日本もこれが絶対必要である。温暖化の委員会だから温暖化の問題だけ議論していれば良いのではない。例えばエネルギーの安定供給などの話も入れて、総合的な政策の中で温暖化対策を議論していくことが必要である。
- ・ 次回以降は数値の議論になると思うので、その前に是非いっておきたいことがある。日本が手段を選ばずにホットエアーの購入で目標達成をしても、世界では誰も評価しない。単に目標を達成したかしないかではなく、どのような方法で対策を行ったかが重要。この点は心しておくことが必要である。
- ・ 地震の件について、電事連の方の説明で供給に問題ないということが分かり安心したが、今回のような不可抗力が起こった時のことを考慮に入れておく必要がある。
- ・ 前回の小生プレゼンテーションにつき大塚委員から反論が出された。この点深謝したい。まず第1に、排出権取引が効率的でないのであれば自主行動計画も含め他の手法の方が効率的との根拠を示せとの意見であるが、これは誤解である。小生が言ったのは排出権取引が特段効率的ではないといったまでである。自主的手法でも良いといった根拠は、

国全体の排出量に対する産業部門の配分、産業部門の配分に対する各業種の配分につきモデルに対する信頼感がない日本で政府が納得出来る初期配分ができないというのが根拠だ。

- ・大塚意見の中でしばしば先行研究とか標準的な不完全競争モデルという言葉が出ている。しかしこれでは具体的な中身が分からないのでコメントしようがない。生産量に応じた初期配分をすることがむしろ経済厚生を引き上げるという文献を出してほしい。
- ・理論的な点はこの場で論議するのは相応しくない。日本語と英語でそれぞれ然るべき学術誌に発表するので論文で反論してほしい。また秋の学会でも発表するのでここでの反論も歓迎である。

○横山委員

- ・2010年の見通しはまだ示されていないが、6%削減は難しいとの点では認識は一致していると思う。先般の地震の件で柏崎刈羽原発が動かないとなると、見通しは更に難しいものになる。そのような観点から中間報告素案を見ると、これでは目標は達成できないと思う。環境税や排出量取引の導入、自主行動計画の一層の深掘が欠かせない。産業界が努力しているのは認めるが、6%削減の達成や2050年半減のために、一層の努力を期待したい。
- ・原子力については、目標達成計画では稼働率を87%から88%としているが、これについてはそのような目標を達成できないとこれまで言われてきたが、今回の地震の例を見ると、無理なのは明らか。稼働率の目標を決めるのであれば、過去の実績を勘案してほしい。原子力発電の置かれた状況を冷静に見る必要がある。今回の地震の影響がもっと広範囲に広がる可能性もあるので、稼働率を控えめに設定しておくことが、現実的である。
- ・新エネルギーについて、固定価格買い取り制度についてこの会合でも議論されたが、そのような選択肢もあるという事を盛り込んでほしい。
- ・業務・家庭部門について特に抜本的に取り組む必要があると記載されているが、違和感がある。数字の上では増えているが、電力部門でCO₂原単位を下げられないのが影響しているのであって、そのような事実を無視して家庭・業務部門が悪いというのでは問題の解決にならない。業務部門は産業界の一部だという位置づけを認識する必要がある。
- ・国民運動についても、悪いのは業務・家庭という印象を与えており、これでは国民は動いてくれない。まずは政府、産業界が取り組みを示さなければ国民運動は効果を上げない。
- ・都市構造・地域構造の見直し、コンパクトなまちづくりなどが出てくるが、中長期的な対策であり、目標達成計画でこのような項目を立てるのは違和感がある。今後5年間で取り組むべき事項に絞る必要があると思う。

- ・電事連に伺いたいのが、地震の件があっても削減目標20%に最大限の努力をするとの説明があったが、地震前でも20%の削減は難しい状況であったが、地震が発生した後はどうなるのか。京都メカニズムの活用が頭にあるのか。

○飯田委員

- ・中間報告素案について、事務局のとりまとめの努力を評価したい。
- ・強く御願いたいのは、この中間報告に添付資料という形で良いので、委員からの保留意見（リザベーション）を付けてほしい。すべての意見を添付しろという訳ではないが、肝心な意見が入っていないのは問題である。これは、一委員のわがままではなく、国民に対する責任、歴史に対する責任である。リザベーションが付いて公表されることで、社会的に意味がある。
- ・リザベーションが必要と考える肝心な問題としては、構造として達成できる内容になっていないということ。我々の試算では1.5億トンほど不足すると見込んでいる。何度も指摘しているが、コンティンジェンシー・プランを作成してほしい。達成出来なかったときに、どこをどう担保するのか事前に示しておくことが必要で、政府には作る責任がある。
- ・エネルギーの構造が全く変わる構造になっていないことが問題である。原発の稼働率が机上の空論で重ねていいのか、見直すべきだ。石炭火力は1990年から大幅に増加しており、ここにメスを入れる構造になっていないのは問題である。この点について意見があったことを是非残してほしい。
- ・新エネルギーについては、例えば、ドイツでは2030年には電力分野で再生可能エネルギーの割合45%を達成するとしている。また、スペインでは、国の法律で、新築の建築物には全て太陽熱温水器を義務づけている。中間報告素案にはそのような抜本的な対策が見られない。こんなに消極的な新エネ政策は、世界の温暖化対策をみてもみたことがない。RPS法とは別に、温暖化対策のための抜本的な自然エネルギー対策を入れる必要がある。
- ・環境税については、抜本的な環境税ではなくても、石油・石炭税の比率見直しなど、いますぐ出来る措置を何故検討しないのか。
- ・排出量取引については、この書きぶりでは2012年以降に先送りするように読めるが、入り口論ではなく検討に着手するという内容を記載すべき。

第21回合同会合（8月10日 中間報告案審議）における委員発言概要

○横山委員

- ・非常にゆゆしき事態である。抜本的な対策がないと6%削減約束の達成は無理である。
- ・前回の合同会合で、私を含め何人かの委員が新エネルギーの固定価格買い取り制度について記述すべきであると意見したが、入っていない。なぜ、意見が反映されていないのか教えて欲しい。
- ・現在、柏崎の原発が止まっており、他の原発にも影響が及ぶ可能性もあり、状況が大きく変わってきている。今の状況を合同会合としてどう見るか、記述して欲しい。
- ・排出量の見通しなどの計算方法について、HPなどで公表する予定なのか。専門家だけではなく、一般の人でも理解できるようにすべきではないか。
- ・4大臣会合で排出量取引について議論が行われていることを承知しているが、その内容を公開してもらいたい。密室でやるべきではない。また、この合同会合とどのようにリンクしているのか。

○渡委員

- ・報告書案は全体としてはバランスのとれた内容であり評価したい。
- ・自主行動計画に関して、石油業界としてはすでに目標を達成しているが、目標値を更に引き上げるべく検討を進めており、9月には報告出来ると思う。
- ・バイオエタノールについて、石油業界としては、消費者の安心・安全を確保し製造物責任を全うする観点から、バイオ ETBE を配合したバイオガソリンとして本年4月から試験販売を行っており、政府の石油業界への要請である2010年の原油換算21万KLの本格導入に向け、積極的に取り組んでいる。
- ・ただし、目下のところ国産エタノールの供給量は不足しており、2010年で原油換算2万KL程度しか目途が立っていない。サービスステーションでは、バイオ ETBE 方式で、21万KLの導入に全責任を負うので、各省におかれては、穀物系やセルロース系の如何を問わず、バイオエタノールの安定供給への政策的支援をお願いする。一時のブームに惑わされ、将来のエネルギー政策に禍根を残さないよう、地に足の着いた政策をお願いする。
- ・国内排出量取引及び環境税については、特に自主的削減の伴わないキャップ&トレードによる排出量取引は極めて問題である。国民運動を始め、国、地方、全ての経済主体による自主的な削減を地道に行っていく必要がある、このためのインセンティブを与える対策が必要である。

○山口（光）委員

- ・対策をただ羅列すれば良いのではなく、対策コストを計算して示すべきである。
- ・掲げた対策によって日本経済にどのような影響が出るのかを明らかにして、そのような影響を前提としても対策を行うべきかを問う必要がある。
- ・何が何でも京都議定書を達成すべきか議論する時が来る。日本の計画はコスト計算がないので上手くいくとは思わない。達成出来なかった時には、出来ない理由を示せば良い。対策を提示する際に「見える化」が必要と言われているが、海外から見て、「日本はそこまで取り組んだが、それでも出来なかった」ということが分かるような「見える化」を図る必要がある。

○三橋委員

- ・2010年の経済成長率は出ているが、2008～2012年の各年の値はどうなっているのか、もしわかるのであれば、教えて欲しい。日本では、経済成長率が1%増大すると温室効果ガス排出量が0.5%増大するというデータがある。産業界は自主行動計画に基づく取組をやっているにもかかわらず、経済が成長しているため、排出量が全然減少していない。2008年からの削減の推移を示して欲しい。そうしないと2010年の姿が見えてこない。今の対策では達成は無理であろう。
- ・目標達成できるように環境税の導入を急ぐべきである。ただ、中間報告の環境税の部分の書きぶりについては、改善の余地がある。アンケート調査を行い、その結果を踏まえた上で、国民意識が変わってきていることを示さなければ、説得力に欠ける。
- ・今後どのように使うのかなど、中間報告の位置付けについて教えて欲しい。

○榊井委員

- ・9頁の2010年の推計を見ると、産業部門においては、1990年と比較して排出量が減少しており、目標をクリアできる見込みである。しかしながら、民生・業務部門においては、排出量が大幅に増加してしまっている。順調な進捗状況を示している産業部門の対策の自身を詳細に見てみたい。具体的には、2010年に不足量があった場合どの程度CDMで補うのか、原発稼働率の仮定などについて教えて欲しい。
- ・森林吸収として、3.8%削減は本当に達成できるのか疑問である。
- ・京メカについては、今回の不足削減量分を京メカで賄わないといけなくも、そうすると4%弱活用することになると思うが、税金で対応することになるだろう。現在のEU-ETSの価格で計算した場合、どれくらいの額が必要になるのか教えて欲しい。
- ・排出量取引については、「2013年以降に先送りするのではなく」との表現も入り、素案と比較して少し良くなっている。しかしながら、環境税については、取り扱いが足りない。

○福川委員

- ・中間報告案は現行で考えられるぎりぎりの案であると思う。税制・予算要求等を通じて、ここに盛り込まれた取り組みを行うとの国の決意を国民に示してほしい。
- ・国民運動について、項目は上がっているが、実際に何を行ったらどのような効果があるかを国民に示してほしい。行動に移すためのインセンティブが必要。
- ・上位ケースと下位ケースで幅があり、推計は不確実な要素を含んでいる。いまの日本の経済成長のパターンは輸出主導型であるが、これが例えば消費型になると民生部門のエネルギー消費量も増加する。どのような成長パターンを想定するかによって対策も変わってくる。

○原沢委員

- ・別紙1の②の「対策効果が見込まれるもの」として列挙された政策には幅がある。例えば、新エネルギーの対策など、最終報告までにしっかり精査し、必要があれば、税制、法律、予算で確実にやっていく必要がある。
- ・対策評価指標とCO₂排出量の関係が明確でないものがある。例えば、交通流体策が該当するが、最終報告に向けて精査して欲しい。あまり効果がでないのであれば、削減効果を全体の推計に盛り込むべきではないのではないかな。
- ・第1約束期間後、日本国として事務局への自己申告、条約事務局のレビューがあると思うが、対策評価指標の仮定が不確実なもの扱い方や下位ケースの想定について、どのように対応するつもりか。
- ・新聞では0.9%が強調されているが、とりわけ対策下位ケースの3400万tに注目している。追加対策の定量的評価をコスト込みで行うべきである。
- ・第1約束期間の5年間で、フォローアップを行うと思うが、目標達成が厳しいのであれば、即座に追加対策、現行対策の強化を図る必要がある。そのような仕組みを検討すべきである。

○長辻委員

- ・6ページの図2には、電熱配分後の部門別CO₂排出量のグラフが記載されているが、電熱配分前のグラフも掲載すべきではないか。電力会社に代表されるエネ転部門では、火力発電によるCO₂排出量が業務や家庭部門等に割り振られて、それが電熱転換後のグラフとなっているが、国民はそのことをほとんど知らない。チーム・マイナス6%等、CO₂排出削減を目指す国民運動を効果的に展開するためにも、電熱配分前後の2種類のグラフを併せて示すのがよいと思う。

○内藤委員

- ・ 中間報告案は、全体的としては良くまとまっている。
- ・ 環境税については、国内排出量取引と比べてとても簡素な記載にとどまってお問題である。環境税の概念は、価格の高騰によってエネルギーの使用量が減少すること、財源を有効活用することの2点である。日本の場合、エネルギー価格が既に高騰しているので、少し環境税を課しても消費に影響は与えない。したがって、ポイントは財源を如何に有効活用するかである。環境対策としてどのような対策が必要か、そのためにどの程度の支出が必要かを徹底的に取りまとめ、既存財源を活用することが必要である。
- ・ エネルギー価格高騰によるCO₂削減は、国際競争力上は各国共通であるが、環境税を負荷した場合、エネルギーを利用する立場から見ればコスト面で大きな影響があり、国際競争力上も影響を与える。欧米では競争力に焦点を与えた議論が行われている。環境税についても、国内排出量取引と同様、賛否両論を記載すべきである。
- ・ ポスト京都での日本の説得力を強化し、京都議定書の目標が未達の場合であっても、日本がいかに最善を尽くしたかを世界に分かってもらうために、日本のシステムを分かり易く広報してもらいたい。経団連の自主行動計画について欧米人と議論すると、先方からは「なれ合いの談合であり、世界では通用しない」との反応が帰ってくる。客観的な基準を前面に出した世界的に通用するコンセプトで翻訳して国際的に日本の制度をアピールしてほしい。

○大聖委員

- ・ 今後量化が必要な取り組みがあり、その主体やチェックする仕組みを明示する必要がある。とりわけ、運輸部門の自動車の利用に関する取り組みは根拠の明確化をお願いしたい。
- ・ 既に取り組みされていて、効果が出ているものにも注目して欲しい。そのような対策を一層強化することで削減効果を上げる必要がある。また、2010年为目标だが、即座に効果は出なくても、後半にじわりと効果が出てくる対策もあるはずであり、そのような対策も重要。

○須藤委員

- ・ 今回示された削減不足量の結果を尊重する。
- ・ 環境省に対して、削減不足量が拡大し、目標を下回った場合、どのように対処しようと考えているのか。
- ・ 経済産業省に対しては、8頁の電力におけるCO₂排出原単位20%削減とあるが、この信頼性、確実性はどれくらいなのか教えて欲しい。もし達成できない場合には、削減不足量についてどのように対応するのか。

- ・現行計画で運輸部門は目標から乖離しているが、現状に甘んじることなく、交通流対策など追加対策を検討して欲しい。
- ・チェーン店の各店舗を全てあわせると相当な量となる。合わせて一定規模以上の事業者には排出削減計画の策定を義務づけるなど法的な対応が必要である。
- ・16頁の新エネルギー対策の部分について、有機性廃棄物からのメタン回収によるバイオガス発電や廃棄物焼却炉からの熱を利用したサーマル発電も記述すべき。

○小林委員

- ・13頁の地域の取組強化の部分については、地方自治体や地球温暖化防止推進センター、地球温暖化防止活動推進員の役割を具体的に明記して欲しい。センターや推進員は、今はボランティアでやっており、財政面の支援をどうするか検討すべき。
- ・14頁の国民運動の中で、センターや推進員の位置づけを明確し、記述して欲しい。また、見える化は、国民運動との関係で重要であり、もっと踏み込んで記述して欲しい。
- ・16頁の新エネルギー対策については、売電に係る優遇措置について記載して欲しい。
- ・18頁の国内排出量取引と環境税について、今後検討を進めることになるので、国民が理解できるようにもう少し丁寧に書いてほしい。国内排出量取引については、「また、欧米における制度の導入状況を見つつ、・・・」の文章がとても分かりにくい。環境税については、「国民に広く負担を求めることになる」とあるが、環境税導入には様々な前提条件があるはずであり、環境税を導入したら国民に負担となるという短絡的な話ではない。

○河野委員

- ・今回の推計の数字は環境省と経済産業省が真剣に考えて積み上げた数字なので、一応の評価はしたい。
- ・この数字の事実をどう受け止めるか。民生部門が問題なのは明らか。この民生部門にどのような有効な手段を講じるかである。
- ・柏崎原発は出来るだけ早く復旧してもらいたい。
- ・年末に向けて追加対策を考えることになるが、定量的な検討が必要。
- ・6%削減が達成出来なかった場合どうすべきか、いまのうちに考えておくべき。

○木下委員

- ・排出削減、吸収源対策についても記述されており、全体としてバランスが取れていると思う。
- ・温室効果ガスの排出量の見通しは厳しい状況であるが、追加対策により6%削減が達成されるよう検討すべきである。農林水産分野においても、施設整備、農業機械、漁船対策など取り組むべき課題は多い。

- ・ 1日1人1kgについて、キャンペーン参加者に特典を供与する協賛企業が増えてきている。このような取組をさらに進めることが国民運動を盛り上げていく上で、重要である。

○勝俣委員

- ・ まず、東京電力の社長として一言お詫び申し上げたい。先般の中越沖地震の発生に際して、当社柏崎刈羽原子力発電所において、変圧器の火災、その鎮火に手間取ったことなど、立地地域を始め広く社会の皆様にご心配・ご迷惑をおかけしたことを改めてお詫び申し上げたい。原子力発電所の状況については、原子力固有の対策がしてあるプラント及び諸設備については、現時点までの調査では問題ないが、これから圧力容器の蓋をあけたり、精密点検等々を行っていくことになる。今後、地震関連の調査、設備の在り方などを検討することになるため、復旧がいつになるか、現時点で確定することはできない状況である。
- ・ 電気事業連合会としては、今後柏崎原発の影響をどう考えるかとの問題はあるものの、これまでも環境行動計画の達成に向けて鋭意取り組んできたところであり、自主目標達成に向けて今後も努力していきたい。
- ・ 18頁の国内排出量取引の箇所で、「日本のみが乗り遅れないよう制度整備を検討すべき」との記載があり、これは恐らく欧州のキャップ&トレード方式を意味しているのだと思うが、今後日本にとって一番大切なのは、成長の激しい中国、インドを初めとするアジア諸国をどう組み込むかということである。この点は、地球温暖化問題にも非常に効果があり、かつ、エネルギー需給の面を考えても、日本にとって影響が大きい。この旨の一文を追加してほしい。
- ・ 環境税については、これほどまでに原油価格が上昇しながらも民生・業務・運輸部門の排出が増えている点を、環境税の価格効果の観点からどう考えるのか。この指摘は是非盛り込んでほしい。

○鹿島委員

- ・ 1人1日1kgは、人によって減らしやすさが異なっており、その点も議論すべき。
- ・ 環境税については、国内で税金として集めて他の施策に投資することがよいのか、海外からクレジットを購入し、製品価格に上乗せすることのどちらがよいのか最後までに検討してほしい。
- ・ 地方公共団体や国が行うべきことが見えてこない。温暖化の観点から国や地方公共団体の行う政策についてアセスを行うことを義務化することも検討してもよいのではないかと。

○大塚委員

- ・ 8頁にある通り、各主体が引き続き積極的に取り組むことを前提としていると思うが、

計画は強制できないので、インセンティブが重要である。その意味で、追加対策として、国内排出量取引や環境税は、炭素に価格を付け、民間の創意工夫を活かしていくことができるので重要ではないか。

- ・ 9 頁については、出した数字が、将来的に問題になると思う。8 頁にどのような前提条件に基づいて算出されたものなのかを明記すべき。電力については記述されているが、トッランナーや自動車税制グリーン化や住宅など重要な対策・大きな排出源となっているものについては、記述すべきではないか。国民に対する強いメッセージになるだけでなく、各省庁のやる気にもつながる。
- ・ 1 2 頁の算定・報告・公表制度の強化を進めて欲しい。報告される情報が正確でない場合もありえるので、第三者機関による検証が必要である。また、その先に計画の義務づけが必要となってくると考えられるので、東京都の計画書の制度に近づけるなどの手法が考えられる。

○及川委員

- ・ 吸収源対策は入ってよかったと思うが、全体のウェイトが大きいので、もっと記載を増やすべきではないか。追加的な森林整備で 20 万 ha 確保しなければならない状況だが、どうやって達成するのか。
- ・ 林野庁の緑のオーナー制度については、国民から資金を募って森林管理を行い、収益を上げようというものであるが、今は、マイナスとなっている。こういった制度によるマイナスの効果は入っているのか。

○植松委員

- ・ 中間報告案は、全体としてはバランスがとれており妥当である。
- ・ 6 %削減義務を達成できるかについて、実際的には難しいと思われる。その場合、対策を強化していくことになるが、日本の義務を果たすことが地球規模での温暖化防止にどのようなインパクトがあるのかを議論すべき。京都議定書の枠組みは、米、中国、インドといった排出量の多い国が加盟していないとの欠陥がある。日本がこれだけ努力してどれだけ効果があるのか。削減コストと地球規模での温暖化防止効果の関係を比べる必要がある。
- ・ 6 %削減という過酷な義務を国民に課そうとすれば、国民にツケを回すということになり、国民も黙っていないだろう。したがって、意識改革の下、国民の自主努力をメインとして行っていく必要がある。そのためには強制するのではなく、インセンティブ付けが重要。
- ・ 環境税について、広く薄く負担すれば良いのではとの議論がある。学者は川上で課税したものが川下へ転嫁していくと主張するが、実際はそのように上手く転嫁されるもので

はない。たとえば、中小企業にとっては燃料代の上昇によるコストアップを簡単に価格には反映できない。負担のしわ寄せが特定の分野に行くことになるため、環境税については十分慎重に検討する必要がある。

○植田委員

- ・ 18頁の「(2) 最終報告に向けて検討すべき事項」の表題のすぐ後に国内排出量取引の説明があるが、その前に説明文を挿入すべき。日本経済の基盤は市場メカニズムであるが、その市場メカニズムに温暖化抑止機能を組み込むことについて疑いの余地はないと考えている。問題はそのため具体的な制度としてどのようなものが良いかである。この旨を記載して、以下議論するとした方が良いのではないか。
- ・ 環境税については、新たに税を導入することを前提とした議論を行っているが、税・補助金制度が温暖化を促進する場合もあるので、既存の制度を総点検すべきとの項目を立てるべき。
- ・ 温暖化防止対策のためには、それに取り組む主体が増えることが重要。地域の取組が記載されているが、地方の行うべき仕事をもう少し明確に示す必要がある。この点が不明確なため、対策が進まないのではないか。

○猪野委員

- ・ 13頁の地域の取組強化について、書かれていることはそのとおりであるが、特に地方自治体が温暖化対策に取り組むに当たっては、国の施策との重複を避けることが重要である。国の施策ではカバーしにくく弱い部分である業務・家庭部門の排出抑制や地域に根ざした実効ある取組に力を入れることが重要である。最近、国の温室効果ガス排出量報告制度や排出量取引の導入を検討する自治体もあると聞いており、国と地方の整合が取れていないと感じている。施策の方向について整理が必要ではないか。
- ・ 日本では各業界において、世界最高水準のエネルギー効率を達成している。今後は、この技術を世界に普及させていく必要があり、さらに高度な技術を開発していくインセンティブの付与が重要である。地球規模でCO₂排出削減を進めていくためには、技術開発がブレークスルーになるのではないか。

○石谷委員

- ・ 2010年のCO₂排出の推定に関してはその根拠となる情報が十分示されず結論だけが要約されている。例えば、昨日開催された総合資源エネルギー調査会需給部会の資料をつけるなどしても良かったのではないか。報告書は結論部分のみを簡潔に記述するので、その補足を示す各種の資料を参考文献として報告書中で引用すれば、根拠となる情報を確認できる。

- ・今回の報告書に両論併記すべきかどうかとの議論があるが、本文中どこまでコンセンサスが得られた結論部分で、どこから先は意見が分かれて両論併記でこれを示したと明確に区別して記述する方が良い。また、付帯資料として示される各人の意見はその背景を丁寧に示している。このような意見の相違は様々な異なる前提によることが多く、意見の結論とか一部だけを説明無く示すのは誤解を与える。
- ・現在の委員会構成で同様な議論を進めることによって、「最終報告に向けて検討すべき事項」で掲げた論点は、12月の最終報告に向けて結論が得られる見込みなのか。

○飯田委員

- ・リザベーションを中間報告とセットで付けて欲しい。
- ・国家政策としてこの計画1本では不十分である。財務的手当を含めて、コンティンジェンシープランを用意しておく必要がある。それが責任のある国家政策である。
- ・8頁の電力の排出原単位の部分の記述である「(なお、上記の20%程度の・・・)」の説明は日本語として理解できないので、修正すべきである。また、電力会社に責任を押しつける形になっている点は、国家政策として適切なのか。エネルギー政策、脱炭素化に向かう仕組みとして、大丈夫なのか。
- ・新規の環境税ではなく、既存の石油石炭税の組み替えくらいは検討しても良いのではないか。短期的な措置として、もっとも有効であると考える。
- ・再生可能エネルギーについては、現在の記述だけで本当にできるのか。最終報告の大玉になるはずである。ドイツやアメリカなどと比較して、日本だけ取り残されている。
- ・11頁の経団連の自主行動計画については、目標を達成していない業種が特に重要であり、具体的にどのような取組をすべきか明記すべき。

○浅野委員

- ・今回の中間報告は、最終報告につながり、最終的には京都議定書目標達成計画の改定に大きく影響を与えると認識している。中間報告は最終報告ではないので、最終報告の中に今回出ている様々な意見を反映させて欲しい。
- ・当初、目達計画の枠を変更する必要ないと思っていたが、目標そのものものを見直さざるを得ない部分がある。例えば、運輸部門については、単体対策と貨物物流の合理化の効果は出ているが、それ以外の対策は効果が芳しくない。税金の無駄使いであり、きちんとやってもらわないと困る。
- ・代替フロン等3ガス対策について良い結果が出ているのは、大変な努力・費用負担を積み重ねた結果である。何も対策をしていない部門が、代替フロン等3ガス対策の削減分での恩恵を受けることは公平性を欠く。
- ・最終報告までに、10頁の3つ目の○のライフスタイル・ビジネススタイルを変革する

ことが、が特に大事である。総論に記述するだけでなく、具体的にどうするかも明記すべき。

- ・ 14頁の見える化についてはライフスタイル・ビジネススタイルの変革につながる対策であるが、これだけでは不十分である。個々の施策を推し進めるために国民運動とセットにするべきである。例えば、公共交通機関の利用促進には、これを利用しようという国民の意識が必要となる。また、環境省の国民運動の啓発活動では、類似のキャンペーンの名称やキャラクターが多すぎて困惑させられることがある。もっと単純化する必要はないか。
- ・ 別表については、建築物と住宅の部分が気になる。性能評価を受けているものの割合を前提条件としているのはおかしい。自信がある人しか性能評価を受けていないので、妥当な対策評価指標と言えるのか。また、実際に排出削減につながったのかを評価するため第三者がチェックする仕組みを作っておくべき。
- ・ 「見える化」という表現は、視覚障害者に対する配慮がないので、検討の余地がある。「可視化」では問題があるのか。議事録には少なくとも残しておいて欲しい。

○浅岡委員

- ・ 資料2の14頁以降の通り、意見を提出していたが、素案からほとんど変更がないので、口頭で再度意見を述べ、追って書面も提出する。
- ・ 別紙2について、全体として自主行動計画に係る部分の量がどれくらいなのかかわかりにくい。対策上位ケースと下位ケースの予測でどの対策にどれくらいの不足量があるのか、もともとの削減見込み量を書いて、さらに8頁に示されている電力等で足りない見込みの量をも入れて、始めて全体の不足分の位置がわかる。
- ・ 中間報告案での削減不足量には、エネ転、産業部門での不足量がカウントされていない。我々の試算では、2/3がエネ転換、産業であるが、環境省と経済産業省の試算では、電力原単位の改善がされない場合には不足量の3/4～4/5をエネ転、産業部門が占めることになる。どこが足りないのかを明確にすることで、抜本的対策はどこに必要なかが明らかになる。
- ・ 別紙1の「個別対策・施策の評価内容の詳細」の自主行動計画と電力分野では、「・・・が予定されている」と記述されている。約束されていると書けないのであれば、約束に結びつくように持って行く方策を考えなければならない。フォローアップして、できないのであれば、協定化、環境税、排出量取引を入れるなどの仕組みにすべきだ。
- ・ 当面は、一般的な環境税よりも、石油石炭税を見直すべきである。発電及び産業部門の石炭利用は増えており、燃料の転換を促すためにも既存の税制のグリーン化が極めて重要。産業部門については、また意見を提出したい。
- ・ 日本がやってどうなるのかと発言された委員がいたが、日本の国際的信用にかかる。ア

アメリカの大気浄化法に基づく温室効果ガス規制に関する訴訟の最高裁の判決でも、中国やインドがどうであれ、アメリカが努力することが世界の温暖化対策に貢献すると述べている。

- ・地域の取組は重要である。排出量取引はともかく、算定・報告・公表制度や計画書の提出義務化は自治体がフォローアップを含めてやるべきである。データを出させるだけでは意味がない。東京都のように使いやすいデータとして事業所等に還元することが重要ではないか。地域だからこそできることもあるので、国と地方の連携の中で、地域の取組を明確に位置付ける必要がある。

○秋元委員

- ・温室効果ガス排出のピークを抑えて安定化させることを地球レベルで達成することが最終目標。これらの目標を阻害する硬直的な施策を計画に盛り込むことは避けるべきであり、他方、将来の安定化に向けて効果のある施策については、短期間には効果は出ないかもしれないが頭出しはしておく必要がある。
- ・国内排出量取引、環境税、高額な新エネを優遇して買い取るなどの制度を長期間続けることは、産業界の自主開発インセンティブを阻害することになる。くれぐれも強制的・規制的措置は盛り込まないでほしい。
- ・安定化の鍵は、I P P Cでも述べているが強力な技術の導入である。本当にインパクトのある技術の導入に注力すべき。原子力発電所はその例である。地震の件で原子力発電が問題視されているが、稼働率を70%から90%に引き上げると、一次エネルギーの5%を削減できる。社会的な不安をもって原発が止められているが、いまは原発を止めておく余裕はない。また、石炭資源の有効利用を図っていくことも重要である。
- ・16頁の新エネ対策の推進の項目に、原子力エネルギーの安全かつ効率的な生産利用を進めるための社会的・技術的条件を整備すること、石炭技術の推進に向けた炭酸ガスの回収・貯留技術の積極的な推進という2つの項目を付け加えてほしい。

○碧海委員

- ・一人一日1kg（温暖化ガス削減）をとのモットーに、が国民運動の最初に来ているのはどうしたらよいかがよくわからないので効果がないと思う。民生部門のガスを減らすためには、国民一人一人に地球温暖化問題にまず関心を持ってもらうこと。その上で、自分の暮らし方の中で、各人がどうしたら温室効果ガスを削減できるかを考えるようにする必要はある。そのための働きかけが必要。

○鈴木部会長

- ・合同会合は、目標達成計画の改訂を議論する場であり、中間報告は最終報告を経て、新

たな目標達成計画に盛り込まれていく。中間報告については、今後パブリック・コメントを募集して国民各層からご意見を頂く予定である。最終報告については今年中にまとめたい。今後は、具体的な施策を検討することになるが、過去の施策の定量的な評価を行い、施策のプライオリティを検討していく必要がある。

- ・多くの委員から意見を頂いたが、これらの意見を中間報告案にどのように反映させるかについては茅委員長と自分に一任頂きたい。
- ・本日審議頂いた中間報告案はパブリック・コメントに付したいと考えている。本日配布した資料2の各委員からのコメントはパブリック・コメントには付さないが、本日の審議を踏まえて書面でご提出頂いた追加コメントについてはこの資料2に追加して、その後公表したい。中間報告の取りまとめも最終段階にあることも踏まえ、追加意見については、前回審議した以降の内容についてのみとさせて頂きたい。ゼロから議論をスタートするときりがないため、ご理解頂きたい。
- ・なお、中間報告をまとめるにあたって、茅委員長と自分とで作成した共同談話を示したいと考えている。

○茅小委員長

- ・今後の半年は、京都議定書目標とのギャップをどのような対策で埋めていくかを議論することになる。ただし、今回の見通しは電力原単位等、様々な前提がある。今後はこの前提が満たされるよう、各行動主体に協力を御願いすることになるが、もしこの前提が満たされない場合は、一部の委員からも指摘のあったコンティンジェンシープランを後半の議論で検討する必要がある。中間報告はあくまでも現時点での見通しと今後の示唆を含んだものであるという点を改めて強調したい。

2007年8月1日

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会
合同会合事務局 御中

委員 浅岡美恵

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（素案）に対する意見を、以下のとおり提出いたします。

1 はじめに

欧州の猛暑が伝えられている。その始期を5ヶ月後に控えた京都議定書第1約束期間の目標達成計画の評価・見直しであるが、京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（素案）（以下、単に中間報告（素案）という。）にも銘記されているように、わが国も「更なる長期的、継続的排出削減を目指すべき」であり、そのための取組が今、求められている課題である。このことは温暖化対策としてだけでなく、日本の長期的経済政策、外交政策としても重要である。このことは、本合同会議でも十分に指摘されてきた。

しかし、残念ながら、中間報告（素案）では、温暖化問題の深刻さ、「今」のタイミングの重要性、現行対策の欠陥を見据えたものとなっておらず、抜本の見直しによって本気で削減社会に向かう決意が見えない。

京都議定書の採択以来、10年にわたって国内対策を審議し、地球温暖化対策推進大綱から本目標達成計画に至っているものの、温室効果ガス全体でようやく増加傾向に抑制がみられるものの、エネルギー起源CO₂は13.6%も増加している。日本には、事業者にも市民にも、もったいない精神があり、高い省エネ技術もあるが、これらを活かす仕組み、即ち、排出削減することが得になる、少なくとも損にならない仕組みが、事業者にも市民・消費者にもない。他者の削減に期待し、頼る仕組みである。これが目標達成計画の欠陥である。

このような中間報告のもとに今年後半の審議を行うことは、大幅な不足量を生じさせ、不履行への制裁を回避するために税金でクレジットを購入して賄わざるを得なくなる。

中間報告をパブリックコメントに付すとのことであるので、以下のとおり、中間報告（素案）の修正を求める。

実質的な審議時間が極めて限定されたことから、本意見の趣旨は重ねて書面で提出してきた。これまでも公開で審議され、審議資料の多くがホームページに掲載されているとはいえ、その検索を強いることは不可能を強いることになる。中間報告に反映されるよう求めるとともに、少なくとも、国民的議論を深めるためにも、発言者を銘記して補足ないし留保意見として記載されたい。

【個別的修正を求める意見】

ア 1頁8行目 「関係省庁が中心となって」とある趣旨が不明である。省庁中心で温暖化対

策を進めているとの趣旨であれば誤解であろう。「省庁縦割りで」の趣旨であれば実態であり、それが問題であるから、「省庁ごとに」と記載することになる。

イ 1頁11行目 温室効果ガスの大気中の濃度の安定化の前に、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において」を追加する。

ウ 1頁13行目 「一里塚として位置づけられている」とあるのを、「一里塚である。」とする。

2 「基本認識と日本の取組」について

排出量が自然吸収量の2倍を超えていること、排出量が吸収量と同等のレベルになるよう、大幅な削減が必要との指摘は適切であるが、本見直しとの関連性が明らかでない。

国内排出動向について、単なる増減の記載だけでは部門別削減量の割り振りの見直しの議論に不十分である。

【個別的修正を求める意見】

ア 4頁末尾に、「石炭火力発電からの排出増加分はCO₂排出量の12%を占める」ことを挿入する。

イ 5頁 2005年実績に、部門別の代表的活動量の変化の欄を加える（下表1）。

表1

	温室効果ガス排出量 (百万 t-CO ₂)			活 動 量				
	基準年	2005年度 実績	2010年度目 標(改正前)	1990年度 実績	2005年度 実績	基準年 比増減	2010年度 予測	基準年 比増減
エネルギー起源 二酸化炭素	1,059 (84%)	1,203 (+13.6%)	(+0.8%)					
産業部門	482 (38%)	456 (-5.5%)	-8.6%					
うち製造業	444	429	(-5%)	101.2	102.1	1%	110	9%
業務その他部門	164 (13%)	238 (+44.6%)	+15.0%	1,286	1,764	37%	1,865	45%
家庭部門	127 (10%)	174 (+36.7%)	+6%	41,797	5,1102	22%	51,080	22%
運輸部門	217 (17%)	257 (+18.1%)	+15.1%	旅客 1,298 貨物 547	1,411 570	9% 4%	1,532 553	18% 1%
エネルギー転換 部門	317(28%) 67.9(5%)	340(+7.1%) 78.5(+15.7%)	-16.1%	発電量 6,590	8,830	34%	8,980	36%
非エネルギー起 源二酸化炭素	85.1 (7%)	90.6 (+6.6%)	(-5%)					
メタン	33.4 (3%)	24.1 (-27.9%)	(-20%)					
一酸化二窒素	32.6 (3%)	25.4 (-22.0%)	(-15%)					
代替フロン等3 ガス	51.2 (4%)	16.9 (-66.9%)	(+2%)					
合計	1,261 (100%)	1,360 (+7.8%)	-6%					

エネルギー転換の上段は直接、下段は電力配分後、なお電力のCO₂排出係数は1990年度が0.421、2000年度が0.378、2005年度が0.425、2010年目標は0.34程度（いずれも単位はkg-CO₂/kWh）であり2000年度実績に比べ2005年度までに12.4%悪化している。

活動量 製造業：鉱工業生産指数、業務その他部門：業務床面積（百万 m²）、家庭部門：世帯数（千世帯）、運輸部門：旅客輸送量（十億人 km）、貨物輸送量（十億トン km）、エネルギー転換部門：発電量（億 kWh）

3 「現行対策の評価」について

目標達成計画の現行対策の評価は、現行対策での削減不足量を評価するために極めて重要である。

その評価の原則は、目標達成が法的義務であることにてらし、達成見通しの合理性と対策の裏付けについて、固めに見積もることが必要である。

その観点から6頁～7頁の評価基準による別紙「既存対策の評価」をみると、各省庁による対策効果の上位見通し不足量がないとされている対策をすべて、「②現行計画における対策効果が見込まれるもの」と評価しているが、上位見通しはもとより、下位の見通しも甘いといわざるを得ない評価が大半である。これに対し、気候ネットワークの評価は次ページの表のとおりである。

審議会事務局評価による下位見通しでは、約3000万トンの不足となるが、気候ネットワークの評価では約1億5000万トンの不足となるおそれがある。これらを補うには、中間報告(素案)にある対策では足りず、抜本的な対策強化が必要である。以下に、主な強化策(火力発電の燃料転換、自主行動計画の確実性の担保、建築・住宅の基準強化、代替フロン類対策など)について述べる。

【個別的修正を求める意見】

ア 7頁3行目 「対策の進捗は極めて厳しい状況にある」に加えて、「だけでなく、全分野において、抜本的対策・施策の追加が必要である。」を加える。

イ 7頁5行目 ①については更なる削減可能性が見込め、目標の引き上げを検討すべきことを明記すべきである。

ウ 対策の評価の修正については次頁の表2のとおり。

表 2

既存対策の評価に関する政府と気候ネットワークの対比表

単位: 万トン-CO2(※不足量のマイナスは超過達成の意味)

部門・分野	対策・施策	排出削減見込量	政府の評価			気候ネットワークの評価		
			不足量上位	不足量下位	分類	不足量	分類	
エネ転	1-5 原子力の推進等による電力分野に おける二酸化炭素排出原単位の削減 (原発等) (石炭火発)	1,700	0	0	②	1,700	③	
	1-6 新エネルギー対策の推進 (バイオマス熱利用・太陽光発電等)	4,690	0	758	②	758	③	
	1-7 コージェネ・燃料電池の導入促進等 (天然ガスコージェネ)	1,140	-11	-10	①	-11	①	
	1-7 コージェネ・燃料電池の導入促進等 (燃料電池)	300	0	297	②	297	③	
	2-13 バイオマスの利活用の推進 (バイオマスタウンの構築)	100	0	0	②	100	③	
産業	1-1 自主行動計画の着実な実施とフォローアップ	4,240	0	0	②	600	③	
	2-14 複数事業者の連携による省エネルギー	320	0	176	②	320	③	
	2-15 省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底 (産業)	170	0	170	④	170	④	
	2-17 高性能工業炉の導入促進	200	0	79	②	79	③	
	2-18 高性能ボイラーの普及	130	-47	0	①	-47	①	
	2-19 次世代コークス炉の導入促進	40	0	0	②	0	②	
	2-20 建設施工分野における低燃費型建設機械の普及	20	0	20	④	20	④	
	2-21 建設施工分野における低燃費型建設機械の普及	20	0	20	④	20	④	
運輸	1-8 トップランナー基準による自動車の燃費改善	2,100	-158	0	①	-158	①	
	2-1 公共交通機関の利用促進のうち新線建設	295	-7	0	②	0	②	
	2-1 公共交通機関の利用促進のうち通勤対策	85	0	84	②	85	③	
	2-2 エコドライブ普及促進等による自動車運送事業者等グリーン化	130	0	0	②	0	②	
	2-3 アイドリングストップ車導入支援	60	55	59	③	59	③	
	2-4 自動車交通需要の調整	30	0	0	②	30	③	
	2-5 高度道路交通システム (ITS) の推進	360	-19	-19	①	360	③	
	2-6 路上工事の縮減	50	0	0	②	50	③	
	2-7 交通安全施設の整備	50	-6	-6	①	50	③	
	2-8 テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進	340	290	290	③	340	③	
	2-9 海運グリーン化総合対策	140	0	0	②	140	③	
	2-10 鉄道貨物へのモーダルシフト	90	0	0	②	90	③	
	2-11 トラック輸送の効率化のうち大型化	370	-12	-12	①	370	③	
	2-11 トラック輸送の効率化のうち営自転換・積載率向上	390	-537	-537	①	0	②	
	2-12 国際貨物の陸上輸送距離の削減	270	0	113	②	113	③	
	2-21 クリーンエネルギー自動車の普及促進	300	0	220	②	220	③	
	2-22 高速道路での大型トラックの最高速度の抑制	80	-16	34	③	34	③	
	2-23 サルファーフリー燃料の導入及び対応自動車の導入	120	120	120	③	120	③	
	2-24 鉄道のエネルギー消費効率の向上	40	0	0	②	0	②	
	2-25 航空のエネルギー消費効率の向上	190	0	0	②	0	②	
	民生	1-2 建築物の省エネ性能の向上	2,550	0	0	②	1,267	③
		1-3 BEMS・HEMSの普及	1,120	0	316	②	474	③
		1-4 住宅の省エネ性能の向上	850	0	0	②	451	③
1-9 トップランナー基準による機器の効率向上		2,900	-396	0	①	-396	①	
2-16 省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底 (民生業務)		300	0	300	④	300	④	
2-26 省エネ機器の買い替え促進		560	-200	-200	①	0	②	
2-27 エネルギー供給事業者等による消費者へのエネルギー情報提供		420	0	420	④	420	④	
2-28 高効率給湯器の普及のうちCO2冷媒ヒートポンプ		290	0	41	②	41	③	
2-28 高効率給湯器の普及のうち潜熱回収型給湯器		50	-8	0	①	0	②	
2-29 業務用高効率空調機の普及		60	0	21	②	21	③	
2-30 業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及		60	0	34	②	34	③	
2-31 高効率照明の普及 (LED照明)		340	314	326	③	326	③	
2-32 待機時消費電力の削減		150	0	0	②	150	④	
2-33 混合セメントの利用拡大		111	0	0	②	111	③	
非エネ	2-34 廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進	550	0	0	②	0	②	
	2-35 廃棄物の最終処分量の削減等	50	0	0	②	0	②	
メタン N2O	2-36 アジピン酸製造過程における一酸化二窒素分解装置の設置	874	0	0	②	0	②	
	2-37 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化	130	0	0	②	69	③	
	2-38 一般廃棄物焼却施設における焼却の高度化等	20	0	0	②	0	②	
HFC等 3ガス	1-10 産業界の計画的な取組の促進、代替物質の開発等	4,360	0	0	②	0	①	
	1-11 法律に基づく冷媒として機器に充填されたHFCの回収等	1,240	0	0	②	(844)	③	
吸収源	1-12 森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進	4,767	※今回は吸収源・京都メカニズムは触れない					
	2-39 都市緑化等の推進	28						
京メカ	1-13 京都メカニズムの本格活用	2,000						
合計		42,320	-639	3,094		15,056		
同基準年排出量比			-0.5%	2.5%		11.9%		

※分類は中間報告素案の通りで、①現行計画を上回る対策効果が見込まれるもの、②現行計画における対策効果が見込まれるもの、③現行計画を下回る対策効果が見込まれるもの、④その他(現時点では対策効果を把握できないもの)、である。

※政府が④と分類している4項目は、仮に、政府の上位では不足量はなく、政府の下位では全量不足とした。

※政府が最近の資料において指標のみでCO2排出量を示していない項目は、気候ネットワークで指標に比例してCO2量を計算した。

※目達計画上の排出削減見込量自体が変更されている項目は、差分で不足量を見ている(上の「排出削減見込量」は目達計画のまま)。

※「1-5 電力分野における二酸化炭素排出原単位の削減」における石炭火発の見方は政府の項目にはない。2010年度のCO2排出原単位が2005年度と同じであれば電車連目標が達成される場合に比べ7600万トン排出増となると見て出した数字(1700+5900=7600超過)。

※「1-11 法律に基づく冷媒として機器に充填されたHFCの回収等」の不足量は、3ガス分野全体では不足しないと見て合計には含まない。

4 「京都議定書目標達成計画の見直し」について

(1) 見直しの視点について

【個別的修正を求める意見】

ア 8頁5行目 進捗状況の点検の結果だけでなく、「地球温暖化問題への国際的取組の進展を踏まえ、2013年以降の削減も視野に入れて」見直すべきである。

イ 8頁11行目 業務部門・家庭部門を対策についてだけでなく、全部門で抜本的に強化すべきとすべきである。

抜本的対策の必要性は、排出増加の要因分析と削減不足量の総合評価によるべきである。電力・産業部門の現行対策での削減不足量は膨大である。他方、業務部門・家庭部門の主な増加要因は、人口・世帯数、床面積の増加や、その消費する電力を供給する発電部門の原単位悪化による部分が多い。運輸部門も18%増加しており、これは実数としての増加であって、業務・家庭部門の実数よりも大きく、業務・家庭の対策のみに抜本的対策が必要なのではない。

ウ ライフスタイル・ビジネススタイル（意味不明であるが）だけでなく、炭素税などが、最もその趣旨に合致する。

(2) 「エネルギー起源 CO₂ の対策・施策」の見直しについて

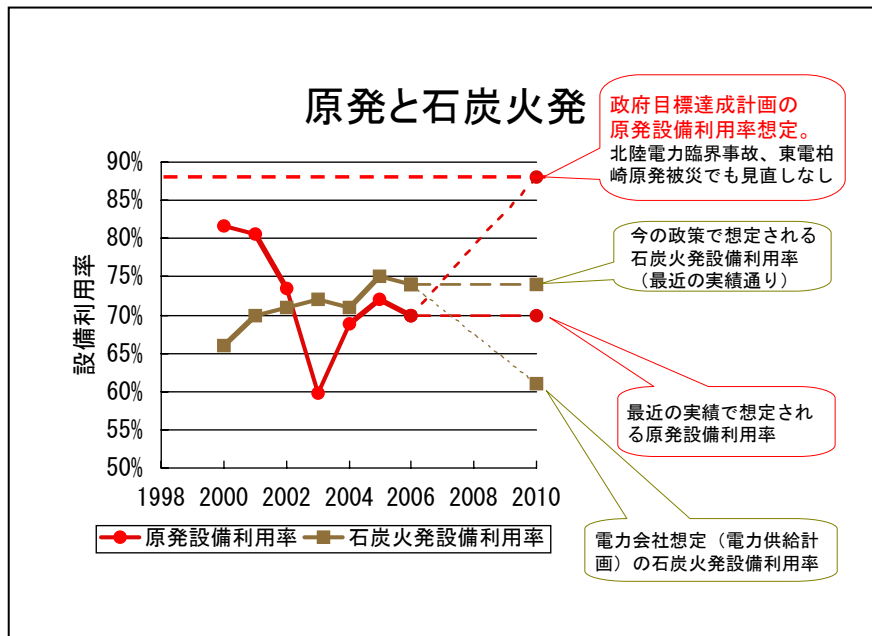
自主行動計画を未策定の業種、数値目標をもたない業種について、数値目標をもった自主行動計画が拡大していくことを計画することも必要であるが、数値目標をもつ電力・製造業等の排出量が4億5000万トンであるのに対し、中間報告（案）9頁に記載するこれらの業種の排出量は極めて小さい。病院と学校は業種全体の排出量は2500万トン（日本の排出量の2%）程度あるものの、その多くが国立大学や国立病院、あるいは地方公共団体の施設であって、すでに実行計画を策定、単に自主計画を策定するだけの効果は小さいと考えられること、特定規模電気事業者、バス、タクシーなどはそれぞれ400万トン程度（3業種で日本の排出量の1%）と見られるが、他はそもそも量がより小さいと想定されることから、日本のCO₂排出量の60%を占める発電所と工場についての見直しを第一に掲げるべきである。

① 「発電」について

中間報告（素案）では、原子力発電所の設備利用率を87-88%に高めるなど「原子力の推進等による電力分野におけるCO₂排出原単位の削減」について、「② 対策効果が見込まれる」に分類している。

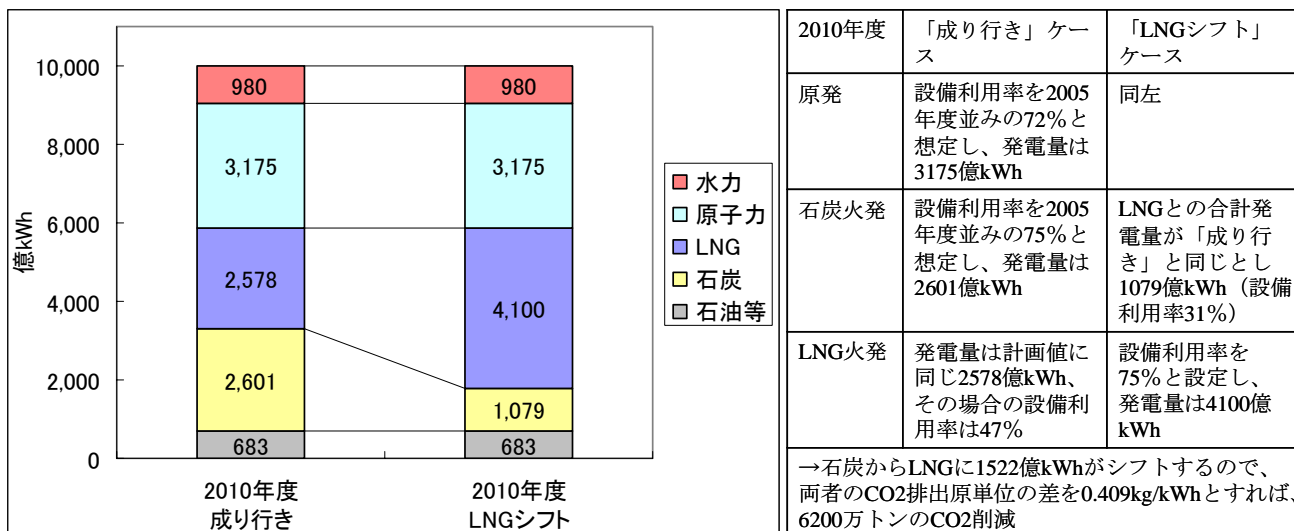
中越沖地震による柏崎刈羽原発の稼働停止は想定外の特別事情ではなく、地震国日本に立地された原発の実態というべきであって、既存原発の老朽化もあわせると、現状の設備利用率程度（7割程度）で推移するとみるべきである。

自主行動計画で盛り込まれる火力発電所の運用改善も現状では不十分で、京都メカニズム（CDM）のクレジット取得分を考慮しても4%分1360万トンが不足する（京都メカニズムクレジットを排出原単位計算にカウントすることの問題は別途述べる）。



加えて、CO₂ 排出原単位の悪化による不足量が懸念される。電事連は自主行動計画で電力のCO₂ 原単位を20%向上させることを目標に掲げたが、現状では15%程度の改善に留まっている。これまで石炭火発の設備利用率は75%にも及んでいたが、計画では、2010年頃にこれを60%程度まで下げるとするものであるが、一方で石炭火発の建設が依然続いており、原発の設備利用率は85%程度を想定していること、2002年以降、事故や不祥事が相次ぎ設備利用率が59~73%という実績が続いている現状を見れば、到底現実的とはいえない。これらによれば、2008-12年の電力のCO₂ 排出原単位を90年実績から15%向上させることも容易ではない実情である。2010年度において、発電構成（原発の設備利用率を含む）やCO₂ 排出原単位が2005年度と同程度であれば、「CO₂ 原単位20%向上」との電事連目標が達成される場合に比べて、排出量は7600万トンも多い（先の「原発等」で5%改善する計画が破綻する分を含む）。

他方、石炭火発の設備利用率を大幅に下げ、天然ガス火力発電所の設備利用率を大幅に引き上げることで約6200万トンの削減を見込むことができる（下図に石炭から天然ガスシフトの例）。



② 鉄鋼業について

産業のうち鉄鋼業界は極めて少数の事業所でありながら日本の排出量の約15%（うち、17の高炉による製鉄所からの排出量分が13%。）程度を占める巨大排出源である（電力配分後の排出量で家庭を上回る量）。ここでの削減対策は日本の今後の排出を大きく左右する。

鉄鋼業の自主計画は、もともと生産量が10%減ることからエネルギーも10%減るが原単位改善はしない、というものであった。現在、エネルギー原単位は6%改善したものの生産量が減少せず、排出総量は目標を約600万トン上回っている。今後の対策強化がなければ、生産量がこのまま推移すれば2008～12年においても毎年排出量が目標を600万トン上回る可能性が高い。

③ 「設定された目標を現時点において既に超過達成している業種」に「より高い目標の設定」（9頁5行目）を求めるのは適切であるが、その対象業種の記載（10頁5行目）は網羅されていない。現時点で3年以上にわたって設定目標を超過している下記15業種を対象とすべきである。これらの業界では、目標自体が甘いところが目立つ。例えば総量目標業種については生産量あたりのエネルギー原単位やCO₂原単位が悪化するところが過半であること、原単位目標の業種については省エネ法努力目標に満たないところが大部分で、かつ生産指標に一般的でなくしかも外部検証が難しいものを選んでいる業種もある。

3年以上目標達成中の業界計画

(経産省所管で15業界、経団連計画参加は10業界)

	指標	達成年数	原単位計算 に使う生産 量指標など	90年比 削減率	同 旧目標	備考
自動車	CO ₂ 総量	8年連続		10%		(生産台数は2割以上減)
石灰	エネルギー総量	9年連続		6%		
染色	エネルギー総量	3年連続		35%	32%	(生産量は半減)
	CO ₂ 総量			40%	37%	
板硝子	エネルギー総量	4年連続		15%		(生産量は24%減)
衛生設備	CO ₂ 総量	8年連続		20%		
ガラスびん	エネルギー総量	9年連続		35%	12.6%	(生産量は4割減)
	CO ₂ 総量			40%	21.5%	
電線	電線：エネルギー総量	9年連続		20%	0%	(生産量は23%減)
	光ファイバー：エネルギー原単位	7年連続		75%	35%	
化学	エネルギー原単位(生産指数当たり)	3年連続	生産指数	10%		生産指数の内容不明。
石油	エネルギー原単位(換算通油量あたり)	7年連続	換算通油量	10%		換算通油量の内容不明。原油処理量あたりでは大幅な原単位悪化
セメント	エネルギー原単位	4年連続	生産量	3%		
アルミ	エネルギー原単位(補正圧延量あたり)	4年連続	補正圧延量	10%		
電機電子	CO ₂ 原単位(実質生産高あたり)	6年連続	実質生産高	25%		生産高(名目)あたりでは大幅な原単位悪化
チェーンストア	エネルギー原単位(床面積×営業時間あたり)	4年連続	床面積× 営業時間	2%	0%	96年比 床面積あたりでは大幅悪化
コンビニ		8年連続		20%	0%	
百貨店		9年連続		3%	0%	90年レベルから改善なし。 床面積あたりでは大幅悪化

下線は目標引き上げ。 黄地は生産量減を下回る総量削減目標、橙地は省エネ法目標を下回る原単位目標。

- ⑤ また、いまだ原単位目標だけの業種は総量目標を加えるべきであり、総量目標だけのところは原単位目標を加えるべきである。

ちなみに、既に目標を達成している業種は、総量による目標で生産量が減少している業種か、原単位による目標で生産量が増加している業種であって、目標達成業種の大半はむしろ目標設定自体が低い実態がある。経団連自主行動計画の限界を示す例であり、少なくとも、自主行動計画の協定化や削減計画書と報告の義務化など目標達成を担保する措置が必要である。

総量目標と原単位目標

生産減の業界は
総量目標が多い
しかも原単位悪化のところがが多い

		生産増・活動量増	増減5%以内	生産減
総量目標	原単位向上	衛生設備、自動車車体	石灰	自動車(生産金額は増)、石灰 石鉱業
	原単位一定		鉄鋼	
	原単位悪化			板硝子、染色、ガラス容器、電線(メタル)、産業機械、産業車両
原単位目標	総量増	電力、石油、非鉄精錬、石油鉱業、化学、製紙、アルミ、電線(光ファイバー)、電機電子、ベアリング、建設機械、百貨店、チェーンストア、コンビニ	伸銅	
	総量減			セメント
両方の目標		ガス、ゴム、自動車部品	工作機械	

黄地は原単位悪化となる総量削減目標
橙地は総量増加となる原単位目標

生産増の業界は
原単位目標が多い

⑥ 産業部門における削減上乗せの可能性

産業部門（製造業）においては、現状の自主行動計画の目標から、より高い目標の設定を行うことや、原単位目標だけの業種は総量目標を加え、総量目標だけの業種は原単位目標を加えるなど目標の適正化を行うことで実質的に目標が強化され、省エネや燃料転換が進み現行対策よりも上乗せで削減が進むことになる。また、自主行動計画の協定化や削減計画書と報告の義務化など目標達成を担保する措置の導入なども、事業者に行動を促すことになる。現時点では目標強化の程度は未定であるが、目標達成計画における産業部門の削減は8.6%であり、少なくともこれらの措置で部門排出量の3%程度の削減を想定することで、約1300万トンの上乗せを見込むことができる。

【個別的修正を求める意見】

- ア 8頁 発電所と大規模排出工場についての見直し・強化（C&T型排出量取引の導入や、政府との協定化、削減計画書の提出義務化など）を第1に記載すべき。
- イ 9頁14行 経団連自主行動計画の産業・エネルギー転換部門の35業種につき、排出総量目標を持たない業種の総量目標化を第1にし、対象業種を明記すべきである。
対象業種：電力、石油、非鉄精錬、石油鉱業、化学、製紙、アルミ、電線（光ファイバー）、伸銅、電機電子、ベアリング、建設機械、百貨店、チェーンストア、コンビニエンスストア、DIY、ドラッグストア
- ウ 目標引き上げ業種に、「3年以上目標達成している業種のすべて」と「省エネ法努力目標を1990・2005年の間に達成していない業種および石炭消費量が化石燃料の1割を超える業種」を加えるべき。

(3) 算定・報告・公表制度について

現行の地球温暖化対策推進法における排出量の算定・報告・公表制度については、燃料別、電気の種類別の使用量が不明であり、燃料転換の実績を評価することができない。省エネ法による定期報告の第1表情報は情報公開法に基づき裁判所は開示を命じる判決をしており、現行制度の改定に取り組むべきである。

また、事業者の請求によって合算による報告を容認する仕組みであり、公表されるのは一部についてだけである。「排出実態の可視化」は対策の評価や国民の事業者に対する評価の基礎となる情報である。

電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを算定・報告・公表制度において電気事業者毎のCO₂排出係数に反映させるべきでない。少なくとも、国内の排出実態を経年的に検討できるために、クレジットを算入した場合としない場合とあわせて報告し、比較できるものとすべきである。

【個別的修正を求める意見】

- ア 10頁14行目 自主的取組の促進へのインセンティブの前に、「事業者の取組を社会的に

適正に評価し、」を加える。

イ 現行地球温暖化対策推進法の事業者の権利保護規定を情報公開法と同一の制度に変更し、燃料別使用量を報告するなど早期に改定することを追加する。

ウ 電力排出係数への京都メカニズムクレジットの反映については上記のとおり。

(5) 「地域の取組の強化」について

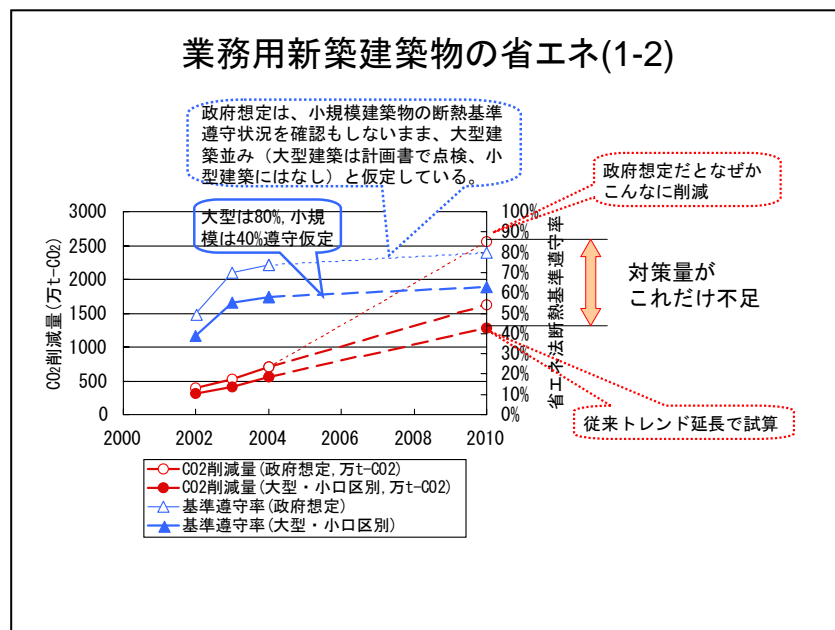
排出の拠点は地域であり、ポリシーミックスの成果が反映されるのも地域においてである。地域での取組は、自治体、事業者、市民・消費者が連携して、分野横断的に相乗の効果をもって行われることが可能であり、そこに意義がある。

【個別的修正を求める意見】

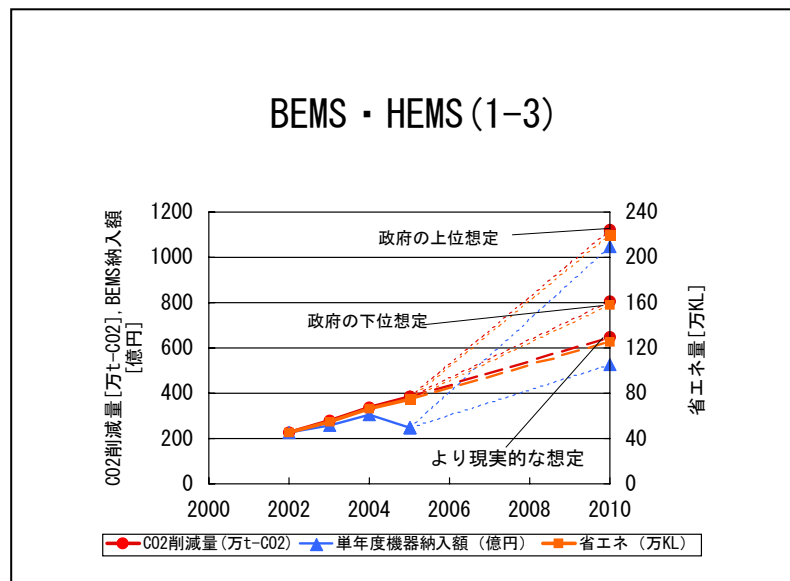
交通政策や消費者対応だけでなく、大規模排出事業所の削減計画とそのフォローアップも、事業所がある自治体が直接、関与することで地域の諸条件にあった指導助言や他の事業所との比較検討を行うことができる。大規模排出事業所に対する東京都などの施策や市民・消費者と事業者とをつなぐ先進的自治体の取組は、速やかに全国の自治体と政府の連携のもとに取り組みされるべきものであり、政府は税・財政上の支援が求められる。

(6) 住宅・建築物対策について

自主行動計画の中で、「建築物の省エネ性能の向上」は2550万トンが見込まれている民生部門最大の対策である。中間報告（素案）では「② 対策効果が見込まれる」との評価がなされているが、達成の下位見通しでもこれまでのトレンドを大きく上回っており、現状の対策のままでは予定された対策効果は見込み得ず、1267万トン不足する。



また、BEMS・HEMSについても、これまでの導入実績にてらせば、これらの導入のための政策がないままでは、削減量が大幅に不足する可能性が高い（下図参照）。



現状のままでは、業務用建築物対策と住宅対策をあわせると、不足量は1700万トンに及ぶと推計される。

2000㎡以上の住宅・建築物に対する省エネ法の計画書を2000㎡以下にも求め省エネ措置の届出義務違反に罰則をもって届出を担保すべきである。また新築住宅で住宅性能評価を受けているのは2006年で約3分の1に過ぎない。すべての新築建物の建築基準に省エネ性能基準を加え、自治体において省エネ性能をあわせて審査することとし、既存建築物の省エネ改修工事を含めた使いやすい融資制度を設けるべきである。

以上の強化を行っても、住宅・建築物の場合はストックの置き換わりに年数がかかるため、挽回できるのは100万トン程度であり、約1600万トンが不足する可能性がある。

【個別的修正を求める意見】

ア 10行目 「住宅・建築物に係る省エネ措置の抜本的強化に向け、」の後に、「すべての建築物を対象とする省エネ性能を担保する規制措置及び省エネ基準違反への罰則の導入と、利用しやすい簡便な融資制度の導入が必要である。」とする。

(7) 「国民運動」、「機器対策」、「見える化」、「産業・業務部門対策」について

事業者、公的機関を含む国民各界各層が排出削減に取り組むことが必要なのであって、家庭や業務での取組を「国民運動」と称する趣旨であってはならない。

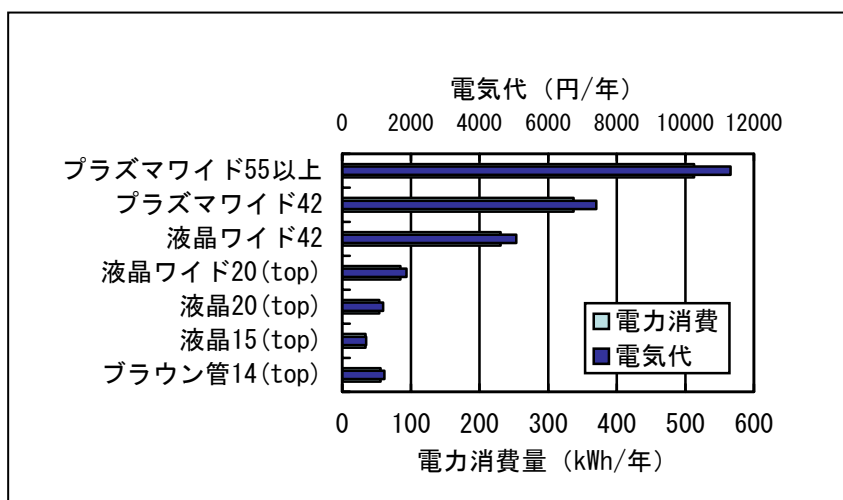
「一人1日1kg削減」は政策・対策とはいえないものであり、年齢や生活様式が異なる個人のエネルギー消費行動実態とかけ離れた数字であって、個々人の削減行動の指標となりえず、「モットー」としても適切でない。

機器の買換時の省エネ性能の高い機器の選択やコマメな省エネの取組は当然の取組として、

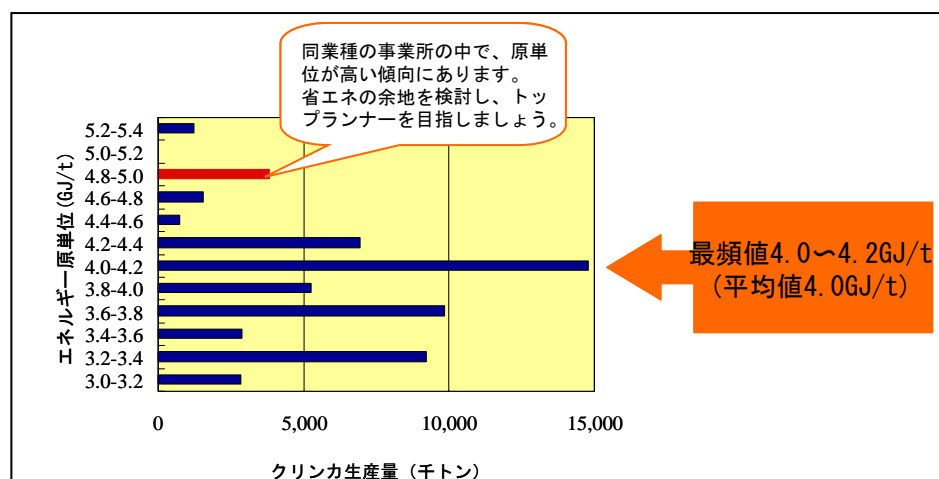
住宅・建築物の省エネ性能や大型機器や自動車を選ばないこと、炭素税の導入による高効率機器への誘導などにこそ、製造業者及び販売業者が先頭にたって国民的に取り組む意義がある。

トップランナー基準は機器の効率改善を促進しており、その対象機器の拡大や基準の強化がさらに必要であるが、大型化に対応できていない現状の細かすぎる区分基準をより大括りにするなどによる小型機器への誘導が必要である。

また、「見える化」による情報公開は重要である。例えば、賃貸ビルや住宅の断熱基準の遵守不遵守でエネルギーの差異が大きいことや、乗用車やテレビの大きさによるエネルギー消費の差異が大きいこと、事業所ごとのエネルギー効率水準の比較などを通して、事業者・国民の理解が深まり、積極的に取り組む事業者を事業者評価においても反映させることができる。



セメント製造事業所ごとのエネルギー消費効率



(8) 「自動車単体対策」、その他の運輸部門対策について

現行の運輸部門対策は、政府の上位見通しでは約400万トンの超過達成であるが、下位見通しでは約300万トンが不足するとされている。サルファーフリー燃料対応自動車の導

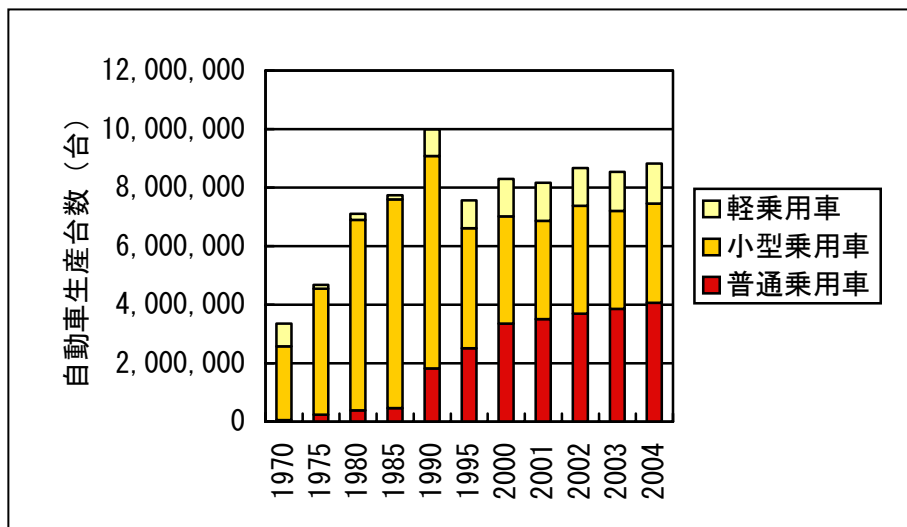
入については経済産業省が大気汚染対策の前提が達成できずに無理なことを認めており、削除すべきである。また、国際貨物の陸上輸送距離の削減、クリーンエネルギー自動車の普及、など、担当省庁自身も削減量が目標を下回る可能性を認めている対策が多い。

さらに、気候ネットワークの算定では不足量は1900万トンに及ぶ。不足を生じる主な対策は、ITSの推進、道路工事の減縮、テレワークの活用（今般、目標を下方修正したが、なお根拠不明である）、トラック輸送の効率化（そのうちトラックの大型化）などであり、削減の根拠が不明の対策である。

トップランナー基準による燃費改善は目標の超過達成が見込まれる一方、上記対策による運輸部門での大幅な不足量が見込まれることから、トップランナー目標は区分を少なくするなどさらに強化し、重量車への課税を強化するグリーン税制とあわせ、小型車への誘導を図るべきである。これらの政策強化と、本年7月2日に省エネ法の省令・告示が公布された2015年度を目標とする新燃費基準の効果によって、約1000万トンの上乗せ削減を見込むことができる。

【個別的修正を求める意見】

ア 12頁 自動車単体対策に加えて、「自動車の小型化を誘導する対策の導入」を加えるべきである。



自動車保有台数や大型車の割合の増加は抑制傾向にあるが、大型車が占める割合は約3割を占め、近時の生産台数に占める割合は増加し、現在では半分に近い。

(9) 自然エネルギー対策について

自然エネルギーについては大幅削減社会に向け国際的にも飛躍的拡大が進んでいる。日本にも、供給側に自然エネルギーのポテンシャルと技術があり、需要側の企業・市民にもニーズと導入意欲があるが、資源エネルギー庁の「エネルギー需給実績（確報）」によれば自然エネルギー供給量は大きく減少した（90年度から05年度までに24.5%減）。廃棄物発電などを加えた「新エネルギー」はやや増加したものの、一次エネルギー供給に占める割合は

3%に満たない。目標達成計画では4690万トンの削減を見込むが、国際的にみると目標自体が圧倒的に小さく、それでも、政府も下方見通しでは753万トンの不足を認めている。

普及が進まないのは制度の不備のためである。従来政策を総括し、自然エネルギー導入の機会を抜本的に広げ、コストも政策的に下げ、化石エネルギーのコストを上げるよう、政策を抜本的に転換することが必要である。

中間報告では重要度の高い対策に重点をおくべきであり、「RPS法等の供給側の取組の確実な実施やグリーン電力証書等の民間の自主的取組」に委ねるのではなく、「自然エネルギー電力の固定価格買取制度の導入」や「RPS制度の下での電力の導入義務量の抜本的拡大」、さらに差額の補填や送電網の強化などを講じるべきである。

熱については、太陽熱とバイオマスの産業・民生向け支援策、自治体が企業や住民に具体的な技術やコスト、事業組合の紹介などを行うことも考えられる。

【個別的修正を求める意見】

13頁「新エネルギー対策の推進」の最初に次の文を追加

「自然エネルギーは供給量が90年比で減少、廃棄物発電などを含む新エネルギーでも供給量は一次エネルギーの3%未満に留まる。意欲ある自然エネルギー事業者の導入事業計画が、電力事業者より量的に制限される例も報告される。日本の導入ポテンシャルと事業者・市民の意欲を現実の供給増につなげるため、供給量の抜本的拡大を政策目標化し、普及政策の抜本強化、制約の制度的除去が不可欠である。自然エネルギー電力普及では供給量の飛躍的拡大を保証する制度が不可欠である。この例として、自然エネルギー電力固定価格買取制度がある。」

(10) 代替フロン等3ガス対策について

この分野は現在、目標達成計画上の2010年度目標の3分の1にまで排出量が減少している。業界の取組努力もあるが、当初の目標設定が低きに過ぎたと言える。代替フロンは冷媒や断熱材のように、製造後何十年も排出が続くものが多く、排出削減のためには早期の対策が不可欠である。6月22日に開催された産業構造審議会化学・バイオ部会第17回地球温暖化防止対策小委員会において、目標達成計画の評価・見直しにおいて目標値の再設定を適切に行うとされたところである。

代替フロンについては更なる削減の可能性が相当にあるところから、今後の増加を極力おさえて現状横這い程度を保てるよう、目標を大幅に強化する（目標数字を引き下げる）ことで3500万トンの追加削減が見込める。

【個別的修正を求める意見】

ア 14頁の③の項目中に、2010年度目標に比して現状で大幅に排出量が減っていること、及びその現状に鑑み大幅な目標強化を行うことを記すべき。

イ 同じく14頁の③の項目中に、増加が見込まれる冷媒用途に加え、空中に放出されることを前提にしているエアゾールや発泡・断熱材用途の規制を強化することも盛り込むべき。

(11) 京都メカニズムについて

目標達成計画における京都メカニズムによる達成率は1.6%とされている。これを超えて限定なく京都メカニズムに目標達成を依存することを容認するべきでなく、上記の抜本的な諸追加対策によって削減量を賄うべきである。

5 「最終報告書に向けて検討すべき事項」について

長期的に大幅な排出削減を確実に実現していくには、排出を削減することが損にならず、得になる経済的仕組みが不可欠である。環境と経済の両立にはこのことが不可欠である。大規模排出事業所について、国内排出量取引制度と炭素税など排出量に応じた税との経済的措置のポリシーミックスが不可欠であって、このことはこの10年来、本審議会でも議論されてきたが、経団連等の強い反対のために入稿の議論に終始し、具体的制度設計の議論に踏み込むことができないで来た。

第1約束期間を目前に控えた現段階で、少なくとも、事業所ごとの政府との排出削減協定、あるいは事業所ごとの排出削減計画書と報告の義務化の導入が必要であり、排出量取引や税について総合的に検討するためには、具体的な制度設計をしながら検討することが不可欠である。

現在の経団連自主行動計画は1997年から既に10年が経過しているが、基本的な枠組みや目標数値は変わっていない。「自主行動計画」であるためであり、業種間、同一業種内の事業者の間、同日事業者内の事業所の間で取組も成果も異なるが、努力した事業者（者）が報われない仕組みである。

実際、事業者の複数の事業所においても、設備投資の状況が異なり、エネルギー効率が異なる実態がある（13頁の図）。新日鐵は、自社の製鉄所の間でもこの事実を認めている（東京地方裁判所平成17年（行ウ）第363事件）。経団連自主行動計画は業種毎に目標を公表しているものの、その内部負担の割合が明らかにされていない。仮に内部的負担割合が決まっていれば、不可能だとの主張に反して、公平な配分が業者間でできたことになる。しかし、負担割合個々の事業者、事業所にとっては削減が経済的に評価されない。他の事業者の削減を期待し、自らの削減につながる目標指標や目標設定を拒否するという現状を打破するために、最終報告までにわが国に導入すべき制度の内容を具体的に検討すべきである。

【個別的修正を求める意見】

ア 16頁2行目 「総合的に検討していくべき」とあるところは、少なくとも、「排出量取引制度の導入を前提に、その具体的制度設計や税とのポリシーミックスのあり方を総合的に検討すべき」とされたい。

イ 排出量取引についての末尾3行と環境税についての記述は目標達成計画と同文である。環境税については、「まず、石油石炭税や自動車諸税など関連税制を活用するなど具体的な取組を進めつつ、総合的な温暖化対策の税制度の導入を図る。」とすべき。

ウ また、排出量取引の EU-ETS についての批判は第 1 フェーズについての趣旨であるから、そのことを明記しておくべきである。

6 現行対策での不足量に対する中間報告に盛り込むべき強化対策について

以上のとおり、現行対策のままでは削減量として約 1 億 5 0 0 0 万トンが不足する。これらの不足量には技術的に挽回が不可能なものもあるが、多くは抜本的に政策強化を行うことで不足量を補う削減が可能である。経団連自主行動計画の法的制度化による削減の確実性の担保とあわせて、既に述べた更なる追加対策を表 3 にとりまとめた。

「素案」を抜本的に見直し、中間報告に向けて、これらの政策・対策の導入を盛り込むことを強く求める。

表 3 不足する削減量を補うための追加削減量（挽回する量）の見通し（単位：万トン）

対策・施策	削減量	備考（想定など）
発電の燃料転換	6200	政策（石炭課税等）で石炭から天然ガスへ燃料転換
代替フロン等 3 ガス分野の目標強化	3500	現状横這い程度に目標値を強化し規制等で達成
製造業の省エネ・燃料転換の上乗せ	1300	省エネ・燃料転換で全体で 3% 程度削減上乗せ
自動車燃費改善の上乗せ	1000	2015 年新基準と政策強化で新車分を上乗せ
上記の他の不足する各項目において、技術的な問題はなく政策強化で挽回可能な量（24 項目＊）	4100	政策強化により、時間的に可能な項目は全量、建築物・住宅は時間的に可能な量だけ挽回するとした
計	16100	

注：いずれも技術的・物理的には可能だが、それを推し進める政策強化が必要不可欠

＊ 表 1 の対策番号（削減見込量万トン-CO₂）

1-6 (758), 2-13 (100), 1-1 (600), 2-14 (320), 2-15 (170), 2-17 (79), 2-20 (200), 2-1 (85), 2-9 (140), 2-10 (90), 2-12 (113), 2-21 (220), 2-22 (34), 1-2 (64), 1-3 (158), 1-4 (38), 2-16 (300), 2-27 (420), 20-28 (41), 20-29 (21), 2-30 (34), 2-32 (150), 2-33 (111), 2-37 (69)

<及川委員からの意見>

7月25日の会議の際に配布された中間報告（素案）の中に④吸収源の対策・施策の項があり、次の記述があります。

「森林吸収量については、1,300万トン（基準年排出量比3.8%の確保のため、平成19年度から今後6年間にわたり、毎年55万ha（現状の年間の間伐面積35万haに加え、追加的な森林整備20万haを含む）、合計330万haの間伐の実施が必要な状況である。」

上記の、”追加的な森林整備20万haを含む”、とありますが、これを具体的にどのように実施するのでしょうか。すでに今年度から始める訳であり、単に必要性を述べるだけでは極めて不十分な記述であると思います。

また内容を的確に表現するために、単に”森林吸収量”とするのではなく、”1990年以降に行われた森林管理によって増加した森林吸収量”と修正することを提案いたします。

中央環境審議会地球環境部会御中

委員 大塚 直

「中間報告」とりまとめにあたり、前回の会議で申し上げた意見を補足いたします。

- 1 (13 ページ)グリーン電力証書に関し、参加企業が同証書購入のために支出した金員について現在損金化する仕組みがとられていない。これは、グリーン電力証書の仕組みを普及する上で重大な桎梏となっている。幾人かの意見として出されていた点であり、損金化について検討すべきである。
- 2 自動車でのアクセスを前提とした郊外型の大規模ショッピングセンターが全国で多数立地されている。住宅や店舗の立地(公共交通機関を軸とした立地をしているか否か)は、都市内での自動車分担率に大きな影響を与える。大規模施設への来客による二酸化炭素排出量は数万トンにも上ることもあるため、算定報告公表制度の対象とすべきである。
- 3 (15 ページ)国内排出量取引に関する意見として追加をお願いします。

産業界では、自主行動計画で自主的にキャップをつくっていることになるが、現在では、削減をする事業者とそうでない事業者が公平に扱われていない状況にある。また、削減に要する限界費用が均等化されていないため、社会的費用を低くする形での削減がなされていないことになる。当面、自主行動計画を基礎として配分を決め、自主的な取引を認めることが検討に値すると考えられる。

2007. 7. 26

中央環境審議会地球環境部会 部会長 様
産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 委員長 様

小林 悦夫

「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告案」に対する意見

第20回合同部会において説明された中間報告案について、下記の意見を提出いたします。

8頁

1 III 京都議定書目標達成計画の見直し

「I、II」の評価にある危機感を反映した厳しい表現が必要である。まだまだ、他人事のような表現であり、厳しさにかける。

2 1. 目標達成計画の見直しに当たっての視点

「ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等」という記述があるが、国民に対して分かりづらい表現である。国民全体を誘導するには、もっと分かりやすい、具体的表現にすべきである。

3 2. 対策・施策の強化の方向

- ① 各項目の羅列になっており、項目間の流れ、関連性、相互連携等を考慮した順にすべきである。すべてを羅列せず、体系化してはどうか。
- ② 各項目で、対策と施策（国等の）が混同して書かれており、わかりづらい。対策とそれを進める施策を区分して記述すべき。
- ③ 項目ごとに、実行状況と評価、更なる強化対策・施策を明確にすべき。
- ④ 項目によっては、一般論が記されており、具体性にかけるため、実効性に問題が残る。対策は具体的とするとともに、その対策を進めるための施策を明確にすべき
- ⑤ 項目ごとに、それを推進し、または評価する省庁、部署を明確にし、随時評価見直しができる体制を構築すべきである。

4 (1) ① (自主行動計画の推進)

自主行動計画の各業種の削減目標と目標達成計画に記載されている各分野別の削減目標との整合性が不明である。

いくら、自主的といっても、目標達成計画に組み込まれている以上、共通した国民にわかりやすい評価のルールが必要である。自主行動計画の目標設定、評価・見直しにかかるシステムを全面見直しし、各業種別目標値の設定、各企業の排出量積算手法、削減評価

ルールを統一化し、その評価結果を公表すべきである。

事務局の説明では、すべてについてルール化されているとの回答であったが、審議会等に報告される内容は、結果のみであり、対策の妥当性や削減の深堀、未達成の原因究明の材料となる、対策内容や排出量積算過程については、公表されておらず、不透明な部分が多く残されている。

また、自主行動計画に非加盟の業種、企業に対する扱いをどうするか、行政に委ねるか明確にすべきである。

10 頁

5 地域の取り組みの強化

各地域における取組を促進するため、地方自治体をはじめ、都道府県地球温暖化防止活動推進センター等のさらなる活用を図るべきとしているが、現法律では、地方自治体の役割は理念規定のみであり、具体的な活動についての規定が示されていない。都道府県地球温暖化防止活動推進センター等についても、役割は明記されているものの、その事業費等については規定がなく、ほとんどが、NPO法人、公益法人のボランティア活動にたよっている状況にあり、活動にかかる実費等の資金不足が続いている。

地球温暖化対策における地方自治体の役割をさらに具体的に定めるとともに、都道府県地球温暖化防止活動推進センター等をも含め、その財源確保について言及して頂きたい。

11 頁

6 (住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実)

既存ストックの省エネ改修を進めるためのインセンティブの付与方策の検討が記されているが、この部分が重要であり、更なる具体的施策を明記すべきである。

7 (国民運動)

各種の国民運動が行われているが、実質的に削減につながっているのか、実感がなく、削減量の定量化もされていない。

国民の削減行動に期待するのであれば、この行動を行っていくための効果的な誘導策をとる必要がある。

地球温暖化対策のためには、一時的に国民の行動を制限することもやむをえないものとするし、また、一部の非協力者には税の追加負担もやむをえないと考える。

また、これまで国民の余分な購入意欲を掻き立てて、大型、多消費型機器を購入させた産業界にも責任があることを自覚し、産業界においても、国民運動の誘導につながる商行為、環境活動を行っていくべきである。

8 (産業・業務部門の対策)

産業・業務部門と対策は、主に前述の自主行動計画によって進められているが、温室

効果ガス排出量の60%以上を占める部門であることから、着実な対策の推進が必要であり、その対策を抜本的に強化すべきである。東京都の環境確保条例に基づく取り組みなども参考とし、一定規模以上の事業者に対しては排出削減計画の策定を義務付けるなど、実行ある制度を具体化すべきである。

13頁

9 (新エネルギー対策の推進)

新エネルギーの更なる促進のため、思い切った施策として、電力会社に対してグリーン電力の優遇・高価格購入制度の導入を要請すべきである。

また、石油・石炭税を財源として、上記制度に補助をしてはどうか。

14頁

10 ②非エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策

廃棄物分野における排出量削減対策をさらに推進すべきである。廃棄物対策の施策の根源的考え方は、出てくる廃棄物の減量化、減容化であり、いまだに、本気になって廃棄物を資源として回収利用しようと考えている人は少ない。廃棄物を資源と考え、再資源化、エネルギー回収に視点を置いた対策に方向転換するよう推進すべきである。

15頁

11 (国内排出量取引)

国内排出量取引については賛否両論があるが、第1約束期間の施策に不安がある現時点においては、1年程度をめぐり早急に検討し、第1約束期間の後半には実施できるよう進めるべきである。

地球温暖化対策が想定以上に進み、その導入の必要がなくなったとしても、次期期間での削減強化に際しては、必要となることが確実であり、この準備としても検討を進めておくべきである。

16頁

12 (環境税)

環境税等の総合施策については、この審議会場で審議すべきではないとの意見もあるが、地球温暖化対策を進めるにあたって有効な施策であることから、導入決定を行わないまでも、審議会として提案することは必要ではなかろうか。

環境課税は、一般に増税と考えられていることから多方面から反対を受けているが、純粋の環境税として、税制中立の立場をとり、環境税による増税分を、所得税、事業税等の減税でフォローすれば、実質的な増税とはならず、新しい展開が生まれてくると考

える。このような環境課税は、国民の努力を直接的に税負担の高低として評価され、環境対策促進の誘導は大きい効果を示すと確信できる。

1.3 3 その他

最後の記述に、「・・・計画の進行管理を適時適切に行うための方策について検討すべきであるとの意見があった。」とあるが、それでは、この件についてどう取り扱うかを提案すべきである。

第1約束期間の削減量を確実なものにしていくには、期間中、毎年、定期的に評価を行い、計画を見直していくことが重要である。このことから、毎年の評価を行うことを、この計画の見直しの中において明記すべきである。

既存対策の評価（別紙）

1.4 ① 2-2.6 省エネ機器の買い替え促進

省エネ機器の買い替え促進を現行計画を上回る施策として、そのまま評価していいのだろうか。省エネ機器が買い替えとして購入されたのか、新規購入されたのかは不明であり、廃棄された機器の量について計算をした上で評価すべきである。また、買い替え機器が大型化しており、本当の意味で温室効果ガス排出削減に貢献したと評価するには問題があると考ええる。

1.5 ② 1-2、1-4 建築物、住宅の省エネ性能の向上

建築物、住宅の省エネ性能の向上について、そのまま評価していいのだろうか。省エネ性能は向上はしているが、合わせて、事務所、住宅の利便性、快適性を向上させており、また、床面積も増加していることから、トータルとしてエネルギー量は増加していると考ええる。このことから、建築物、住宅の省エネ性能の向上という現状の対策は、本当に温室効果ガス排出削減に貢献したと評価するには問題がある。

1.6 その他の追加点

中間報告において追加していただきたいことは、中間報告において強化、追加する施策についての担保として、これらの施策に係る関連法について改正強化することを明示していただきたい。

以上

平成19年8月1日

中央環境審議会 地球環境部会
鈴木 部会長殿
産業構造審議会環境部会 地球環境小委員会
茅 委員長殿

(社)日本経済団体連合会
環境安全委員会委員
関澤秀哲

第20回 中環審産構審合同会合「中間報告(素案)」への意見書

標記第20回会合において配布されました「中間報告(素案)」に対し、下記意見を提出させていただきますので、よろしく御査収頂きますようお願い申し上げます。

P5 「Ⅱ-1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況」について

○各部門毎の排出、ならびに計画の進捗状況が分かるように、現行の京都議定書目標達成計画と同様、「温室効果ガスの各部門毎の目標」ならびに「目標と2005年度実績との差」についても記載するべきである。

P8 「1. 目標達成計画の見直しに当たっての視点」について

○自主行動計画に関し、P9に「今後の対策内容とその効果を可能な限り定量的・具体的に示す等、目標の確実な達成に向けた取組が求められる」と記載されている。一方、P8の第2パラグラフに記載されているように、「特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要である」ということであれば、業務部門・家庭部門の対策についてこそ、「今後の対策内容とその効果を可能な限り定量的・具体的に示す等、目標の確実な達成に向けた取組が求められる」ということを明記すべきである。

P11「国民運動」について

- 無駄の排除に向け、政府の率先垂範により、(学校、病院などを含めて)石油危機時の国民運動的な取り組みを参考に、痛みとメリットを勘案した上で、具体的な削減施策について検討するべきである。
- また、国民への単なる呼びかけではなく、学校等における環境教育(環境家計簿を活用した授業等)を徹底すること等についても、検討して頂きたい。

P15「京都メカニズムに関する対策・施策」について

○「今後、国内対策の効果を十分に精査した上で、必要なクレジットを取得する」とあるが、その際、必要なクレジット数量規模と取得コストについて国民に明示した上で、実施の是非について判断することについて、追記願いたい。

P15「最終報告に向けて検討すべき事項」について

○国内排出量取引制度（キャップ&トレード方式）については、日本のエネルギー効率を反映していない国別 CAP の下では、各産業・企業に対する CAP も不公平となることから、（排出権を途上国から購入するか、途上国へ生産シフトすることとなり）国際競争の条件を歪める恐れが強く、また、炭素リーケージを惹起する懸念がある上、長期的視点に立った設備投資や技術革新を阻害し、成長戦略の障害となる恐れがある。

○環境税については、消費抑制効果が明らかでないこと、わが国産業の国際競争力や国民生活への影響が懸念されること、更には企業の海外移転を通じて地球規模での問題解決に逆行する可能性があるなど問題が多く、国民、事業者からも受け入れられていない。

○このように、国内排出量取引制度や環境税については、課題も多いことから、その導入には強く反対である。

○また、国内排出量取引について、「中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め検討していく」とあるが、上述したように、国内排出量取引制度には問題が多く、短期・中期に拘らず、その導入については反対である。

最後に、現在、中越沖地震に起因する東京電力柏崎刈羽原子力発電所の休止、猛暑の予報等もあり、電力の需給が非常にタイトになることが想定されております。今回の「中間報告」の最終案を公開するタイミングを捉えまして、全国民に対して省エネの徹底を呼びかけるとともに、検討段階にある省エネ対策のうち、実行可能なものについては前倒しで実行して頂きますよう、この場をお借りして、経産省・環境省の両省にお願い申し上げます。

以上

第 20 回産構審・中環審 合同会合に関する意見書

2007 年 8 月 1 日

産構審・中環審合同会合 事務局 御中

社団法人日本鉄鋼連盟
会長 馬 田 一

2007 年 7 月 25 日に開催された「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告」(以下「中間報告書」)について、下記の通り書面にて意見を提出申し上げます。

記

1. 鉄連自主行動計画の遵守

鉄鋼メーカー各社は、国内外における鋼材需要の高まりに対応して、粗鋼を増産している。同時に、粗鋼生産トン当たりのエネルギー消費(CO₂ 排出)原単位低減に関する取組を強化し、着実に成果をあげている。しかしながら、粗鋼の大幅な増産に伴いエネルギー消費量(CO₂ 排出量)は増加しており、自主行動計画達成のハードルは高くなっている。厳しい状況にあるものの、省エネルギー等の効率改善活動をより一層推進し、エネルギー消費量(CO₂ 排出量)削減に全力を注ぐとともに、補完的措置として、CDM を主体とした京都メカニズムも活用し、自主行動計画の遵守に最大限努力する所存である。

2. 「中間報告書」について

- 1) 「中間報告」P12(産業・業務部門の対策)の「工場・事業所ごとの取組に対するベンチマーク等の指標を活用した客観的評価の推進を検討すべきである」については、鉄鋼連盟では、上述のようにエネルギー消費量削減を目標とした自主行動計画を実施中であり、合同会議ならびに第 3 者評価委員会などですでに客観的評価を受け、生産工程における取組強化を実施していることから、「工場・事業所ごとのベンチマーク指標による客観的評価」は、不要である。

2) 業務・家庭部門に対する対策・施策の評価

- ① 「中間報告」に記載のある「業務・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要(P8)」、あるいは「省 CO2 効果が目に見える形で消費者に把握出来るようにする(見える化)(P12)」などの主旨については、賛成であり、十分評価する。
- ② しかしながら、これらを事業者・国民に対して推進させるためには、実効性のある制度作りやインセンティブの付与といった十分な対策が必要であり、その具体化を要請したい。

3) 自主行動計画と CAP&TRADE 制の関係

審議会の一委員から「自主行動計画も CAP の一種であり、類似性はある」とのご意見があったが、自主行動計画の趣旨および実態に対する理解に齟齬があると思われるので、次のとおり見解を述べる。

- ① 自主行動計画は、業種ごとに各主体が、創意工夫により優れた対策を選択し、目標達成に取り組む自主的手法であり、産業部門においては着実に実績を挙げている。
- ② CAP&TRADE 制の CAP は、政府が各事業体へ強制的に CO2 排出枠を割り振る経済統制的手法である。
- ③ 従って、CO2 排出量を抑制するという目的においては両者は共通性があるが、その手法は全く異なるものである。

以 上

2007年8月15日

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会
合同会合事務局 御中

委員 浅岡美恵

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告案に対する意見（2）

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（素案）に対し、8月1日に意見を提出いたしましたが、8月10日合同会議における中間報告（案）について、以下のとおり意見を追加します。

1 はじめに

今回の案においても、現行対策での不足削減量の把握が甘く、確実に目標を達成し、その後の更なる削減に備える対策を検討するについての基礎的情報として不十分である。その結果、追加すべき対策も従来対策の域を出ない不十分なものに止まっており、このままでは目標達成が憂慮される。

即ち、中間報告（案）においても不足削減量の下位ケースでは3,400万トンが不足するとされているが、その他に2005年実績から6,600～6,800万トンの削減効果が見込まれるとされている電力排出原単位の20%程度低減は現行対策のもとでは極めて達成困難な実態にあるから、政府見直しにおいても1年に1億トンに及ぶ不足量が生じることが見込まれているといえる。

よって、目標達成のためには、排出量の64%を占めるエネルギー転換、産業部門の自主行動計画に対する国内排出量取引を含む法的制度への移行や排出量取引を含む経済的措置等の抜本的政策の導入が不可欠であるが、中間報告（案）では論点にもあげられていなかったり、検討課題に止まっている。最終報告において目標達成を確実にする抜本的政策の導入を盛り込むことを、中間報告に示しておくべきである。

また、既存の省エネ技術・天然ガス技術・自然エネルギー技術の普及のように、対策量が確実に見込めてコスト計算もできる対策の深掘り（例えば実績あるトップランナー工場・発電所のエネルギー効率を他の工場・発電所に普及させることや、石炭火力発電からLNG発電へのシフト、風力発電をはじめとする自然エネルギー発電の大幅な強化など）を明記しておくべきである。

2 「既存対策の評価」について

(1) 不足削減量の下位ケースを下回る蓋然性が高い

既存（現行）対策の①から④の評価の結果、表2（9頁）の推計では、対策上位ケースで2,000トン、対策下位ケースで3,400万トンが不足するとされている。②の評価がなされているものの多くが③と評価されるべきことは前回の意見で指摘したが、今回添付された個別対策・施策の評価内容の詳細（別紙2）の記述自体からも、上位ケースはもとより下位ケースにおいても蓋然性が低い対策が多い（例えば、1-5の原子力利用率（後述）、また1-7燃料電池は現状において普及率が目標の3%にすぎないが、今後達成見込みに区分けされている）。

中間報告（案）でも、個々の既存の対策・施策の効果が現在の想定を下回る場合もあり得ることに留意が必要（8頁）としている。

(2) 不足量の対策別内訳が不明

次頁の表は、前回の当委員意見書4頁の表2を、「別紙2」の評価内容の詳細及びエネルギー需給部会における報告等に基づき再度推計したものであるが、「別紙2」によって生じる個別の不足量が明らかでなく、上位ケース及び下位ケースの不足量が算出された経緯も明らかでないものがある。そのため、上位ケースで2,000万トン、下位ケースで3,400万トンが不足するとする内訳を再現することができなかった。よって、各対策毎の不足量を数字で示し、次頁のようにこれを一覧できる表にして中間報告書に添付されたい。

(3) 電気の二酸化炭素排出原単位の向上による削減見込み量は、不足削減見込み量

8頁において一般電気事業者の販売する電気の二酸化炭素排出原単位を20%程度低減するとの電気事業連合会の環境自主行動計画目標で見込まれている排出削減量が6,600万トンから6,800万トンにも及ぶことが記載されている。この削減見込み量は、①「原子力設備利用率の向上」での極めて実現不可能な見通しに基づくことは既に指摘したが、②「火力発電所の熱効率の更なる向上」も石炭への課税強化等の追加対策なしでは実現は困難である。

これらの見込み量の大きさが一見してわかるように、上記一覧表にこの削減見込み量を加えて全体を一覧できるものとして提示すべきである。

なお、京都メカニズムの活用による達成の場合には、ここで算出される不足量の5年分が必要量であることが明記されるべきである。

(4) 「社会経済活動量の見通し」について

- ・業務部門に関し、CO₂排出量と最もよい相関関係にある指標は床面積である。床面積のデータ収集を継続して、これまでと同一の指標による見通しを示すべきである。
- ・社会経済活動量は、後から活動量が予想外に増えてぎりぎりの年次で対策強化に追い込まれないように、ある程度余裕のある想定をした上で、余裕をもって対策量を確保することが望ましい。その点で、資料2での想定において、粗鋼生産量などは2005年度生産量から下げずに2010年度推定値とすることが望ましい。産業に関しては、今後も、途中で生産量見通しが修正できれば、それに応じて総量目標を強化する必要があるのは言うまでもない。

単位:万トン-CO2(※不足量のマイナスは超過達成の意味)

部門・分野	対策・施策	排出削減見込量	政府の評価			気候ネットの評価		
			不足量上位	不足量下位	分類	不足量	分類	
エネ転	1-5 原子力の推進等による電力分野の二酸化炭素排出原単位の削減	1,700	0	0	②	7,600	③	
	1-6 新エネルギー対策の推進(バイオマス熱利用・太陽光発電等)	4,690	0	758	②	758	③	
	1-7 コージェネ・燃料電池の導入促進等(天然ガスコージェネ)	1,140	-11	0	①	-11	①	
	1-7 コージェネ・燃料電池の導入促進等(燃料電池)	300	0	297	②	297	③	
	2-13バイオマスの利活用の推進(バイオマスタウンの構築)	100	0	0	②	100	③	
産業	1-1 自主行動計画の着実な実施とフォローアップ	4,240	-1,097	-1,097	②	600	③	
	2-14 複数事業者の連携による省エネルギー	320	0	176	②	320	③	
	2-15 省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底(産業)	170	0	0	④	170	④	
	2-17 高性能工業炉の導入促進	200	0	75	②	79	③	
	2-18 高性能ボイラーの普及	130	-52	0	①	-52	①	
	2-19 次世代コークス炉の導入促進	40	0	0	②	0	②	
	2-20 建設施工分野における低燃費型建設機械の普及	20	0	0	④	20	④	
	1-8 トップランナー基準による自動車の燃費改善	2,100	-158	-158	①	-158	①	
運輸	2-1 公共交通機関の利用促進のうち新線建設	295	-7	0	②	0	②	
	2-1 公共交通機関の利用促進のうち通勤対策	85	0	84	②	85	③	
	2-2 エコドライブ普及促進等による自動車運送事業者等グリーン化	130	0	0	②	0	②	
	2-3 アイドリングストップ車導入支援	60	54	57	③	59	③	
	2-4 自動車交通需要の調整	30	0	0	②	30	③	
	2-5 高度道路交通システム(ITS)の推進	360	-19	-19	①	360	③	
	2-6 路上工事の縮減	50	0	0	②	50	③	
	2-7 交通安全施設の整備	50	-6	-6	①	50	③	
	2-8 テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進	340	290	290	③	340	③	
	2-9 海運グリーン化総合対策	140	0	0	②	140	③	
	2-10 鉄道貨物へのモーダルシフト	90	0	0	②	90	③	
	2-11 トラック輸送の効率化のうち大型化	370	-12	-12	①	370	③	
	2-11 トラック輸送の効率化のうち営自転換・積載率向上	390	-537	-537	①	0	②	
	2-12 国際貨物の陸上輸送距離の削減	270	0	113	②	113	③	
	2-21 クリーンエネルギー自動車の普及促進	300	0	233	②	220	③	
	2-22 高速道路での大型トラックの最高速度の抑制	80	-16	34	③	34	③	
	2-23 サルファーフリー燃料の導入及び対応自動車の導入	120	90	120	③	120	③	
	2-24 鉄道のエネルギー消費効率の向上	40	0	0	②	0	②	
	2-25 航空のエネルギー消費効率の向上	190	0	0	②	0	②	
	民生	1-2 建築物の省エネ性能の向上	2,550	0	0	②	1,267	③
		1-3 BEMS・HEMSの普及	1,120	0	316	②	474	③
		1-4 住宅の省エネ性能の向上	850	0	0	②	451	③
		1-9 トップランナー基準による機器の効率向上	2,900	-396	-396	①	-396	①
		2-16 省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底(民生業務)	300	0	0	④	300	④
		2-26 省エネ機器の買い替え促進	560	-33	-33	①	0	②
2-27 エネルギー供給事業者等による消費者へのエネルギー情報提供		420	210	420	④	420	④	
2-28 高効率給湯器の普及のうちCO2冷媒ヒートポンプ		290	0	41	②	41	③	
2-28 高効率給湯器の普及のうち潜熱回収型給湯器		50	-8	0	①	0	②	
2-29 業務用高効率空調機の普及		60	0	20	②	21	③	
2-30 業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及		60	0	30	②	34	③	
2-31 高効率照明の普及(LED照明)		340	272	306	③	326	③	
2-32 待機時消費電力の削減		150	0	0	②	150	④	
2-33 混合セメントの利用拡大		111	0	0	②	111	③	
2-34 廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進	550	0	0	②	0	②		
メタン	2-35 廃棄物の最終処分量の削減等	50	0	0	②	0	②	
N2O	2-36 アジピン酸製造過程における一酸化二窒素分解装置の設置	874	0	0	②	0	②	
	2-37 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化	130	0	0	②	69	③	
	2-38 一般廃棄物焼却施設における焼却の高度化等	20	0	0	②	0	②	
HFC等3ガス	1-10 産業界の計画的な取組の促進、代替物質の開発等	4,360	0	0	②	0	①	
	1-11 法律に基づく冷媒として機器に充填されたHFCの回収等	1,240	0	0	②	(844)	③	
吸収源	1-12 森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進	4,767	※今回は吸収源・京都メカニズムは触れない					
	2-39 都市緑化等の推進	28						
京メカ	1-13 京都メカニズムの本格活用	2,000						
合計		42,320	-1,437	1,112		15,056		
同基準年排出量比			-1.1%	0.9%		11.9%		

※分類は中間報告案の通りで、①現行計画を上回る対策効果が見込まれるもの、②現行計画における対策効果が見込まれるもの、③現行計画を下回る対策効果が見込まれるもの、④その他(現時点では対策効果を把握できないもの)、である。

※政府が最近の資料において指標やエネルギー量のみでCO2排出量を示していない項目は、指標やエネルギー量に比例させて気候ネットワークがCO2量を計算した。

※目達計画上の排出削減見込量自体が変更されている項目は、差分で不足量を見ている(上の「排出削減見込量」は目達計画のまま)。

※「1-5 電力分野の二酸化炭素排出原単位の削減」における不足量・7600万トンは、2010年度のCO2排出原単位が2005年度と同じであれば電事連目標が達成される場合に比べ排出増となる量であり、その場合は1700万トンを含めこれだけ不足するということである。

※「1-11 法律に基づく冷媒として機器に充填されたHFCの回収等」の不足量は、3ガス分野全体では不足しないとして合計には含まない。

3 「京都議定書目標達成計画の見直し」について

(1) 「自主行動計画の目標未達成業種」について

自主行動計画目標の未達成業種についても、12頁に以下のとおり列記し、不足見込量を明記すべきである。

- 電力、鉄鋼、製紙、自動車部品、非鉄精錬、ゴム、自動車車体、ベアリング、産業機械、石灰石鉱業、工作機械、産業車両

なお、これらの業種の目標、不足見込み量（電力及び政府が現状では達成が容易ではないと評価した業種について示す。）は以下のとおりである。

業界名	目標（とくに断らない限り目標年2010年、基準年1990年）	目標値・予測値 (万 t-CO ₂)	不足見込量 (万 t-CO ₂)	備考
電力	CO ₂ 排出原単位を20%削減	30,500	7,600	生産量が業界想定、原単位2005年度なみ
鉄鋼	エネルギー総量を10%削減	17,580	600	生産量、原単位2005年度なみ
製紙	エネルギー原単位を13%削減	2,290		
自動車部品	CO ₂ 排出総量を7%削減 CO ₂ 排出原単位を20%削減	667	72	生産量が業界想定、原単位2005年度なみ 総量目標未達成分を計算
非鉄精錬	エネルギー原単位を10%削減	502		
ゴム	CO ₂ 排出総量安定化 エネルギー原単位安定化	192	38	生産量が業界想定、原単位2005年度なみ 総量目標未達成分を計算
自動車車体	CO ₂ 排出総量を10%削減	81	23	生産量が業界想定、原単位2005年度なみ
ベアリング	CO ₂ 排出原単位を97年比13%削減	64		
産業機械	CO ₂ 排出原単位を97年比12.2%削減	50	22	生産量が業界想定、原単位2005年度なみ
石灰石鉱業	エネルギー原単位を6%削減	36		
工作機械	エネルギー総量と原単位を97年比6%削減	20		
産業車両	CO ₂ 排出総量を10%削減	6	1	生産量が業界想定、原単位2005年度なみ
合計			約8,400	

(2) 削減不足見込み量全体に占める自主行動計画にかかる不足量の割合

現行対策による削減不足見込み量は、気候ネットワークの試算では1億5千万トンである。この半分以上が自主行動計画未達成による不足である。また、これより小さい想定である政府想定下位ケースの3,400万トンに、自主行動計画の上記未達成見込み量(8,400万トン)を加えた1億1,800万トン(3,400万トン+8,400万トン)と比較すると、自主行動計画未達成による削減不足見込み量は全体の7割に及ぶ。

確実な目標達成のために抜本的対策強化が必要なのは、「排出量の増加が著しい」とする(その増加要因は電力排出原単位の悪化、世帯数の増加、床面積の増加が主要な要因であることは何度も指摘してきたところ)業務部門・家庭部門というより、エネルギー転換及び産業部門の「自主行動計画」にかかるものである。

中間報告(案)でも日本の6%削減目標は「削減約束」と記載されている(同10頁)が、自主行動計画というような法的確実性を欠く取組による不足削減量が8,400万トンにも及ぶというような計画は、国の削減義務達成のための法定計画として適法性を欠くのではないか。

(3) 自主行動計画の法的制度化は不可欠

自主行動計画について、目標を現時点で未達成である電力、製鉄等の業種について、「京都メカニズムの活用を含めた目標の確実な達成に向けた取組が求められる。」とし、「自主行動計画の目標達成のため、各業種において京都メカニズムクレジットの取得が行われた場合には、そのクレジットは国の口座に無償移転される旨、確認されるべき」とされている。

これは、事実上の自主行動計画の協定化に向けた働きかけともいえるが、自主行動計画であることには変わりがなく、法的意味をもたないことはいうまでもない。

クレジットが無償譲渡される旨の確認も、「京都メカニズムクレジットの取得が行われた場合」についてであって、不足量相当のクレジット取得が約束されているわけでもない。大口排出事業所の削減目標達成を確実にするには、排出上限枠を定めた国内排出量取引制度の早期導入が不可欠である。少なくとも協定化や各事業所毎の削減計画書の提出を義務づけるなど、確実性を担保する措置の導入が必要である。

(4) 燃料転換の推進のために石炭への課税強化が不可欠

仮に協定化等によって目標達成の確実性がより担保されたとしても、これらの不足量を京都メカニズムクレジットの取得によって賄う場合には、多大の資金が海外に流出し、2013年以降の削減にもその影響が及ぶことになる。クレジット価格の高騰も懸念される。これでは2013年以降の削減展望は全く開けず、日本が京都議定書を葬り去ろうとしているとの懸念を与えかねない。

90年以降の排出増加部分は一般電力事業者の石炭火力発電所の増加と産業事業者の石炭による自家発電の増加によるものであるから、石炭の増加を抑制し、さらに天然ガスへの燃料転換を進めることが必要であり、そのためには課税が不十分な石炭への課税を強化する措置が不可欠である。

(5) フロン対策

HFC、PFC、SF₆（HFC等3ガス）については、工場でのガス回収を中心に対策が進展、2006年までに1995年比7割近い削減となっている（断熱材用の一部HFCが抜けていると考えられる。）。現在の目標達成計画はこれを1995年レベルに戻す（つまり3倍増を容認）という不可解な目標になっていた。中間報告（案）表2では目標の深掘りが提案されているものの、それでも今後排出を2倍に増やすことを容認する甘い目標になっている。

半導体・液晶工場にはまだガス回収装置の義務化、スプレーや金属製品・消火剤などの開放系での原則使用禁止、冷媒と断熱材のノンフロン化の加速など、引き続き対策を強化し、2006年レベルの排出量を維持する目標にすべきである。これにより、中間報告（案）から約1500万トンの追加削減が可能になる。これは審議会事務局の想定する対策下位ケース不足量3400万トンの約半分にあたる量である。

4 経済的手法の早期導入の重要性について

(1) 前文の必要性

最終報告に向けて検討すべき事項として、国内排出量取引と環境税が特記されているが、ここに、経済的手法の導入の必要性及び検討課題についての前文を加えることに賛成である。最終報告以降も「検討していくべき課題」に止めるのではなく、結論を出していくことを明記すべきである。

(2) 環境税についての記述の補充

国内排出量取引については積極・消極の両論意見が記載されているが、環境税（炭素税）についての記述は目標達成計画と全く変わっていない。

欧州の経済的手法を代表するEU域内での排出量取引制度（EU-ETS）は、そのベースとしてCO₂排出に課税する炭素税・環境税・気候変動税などを背景としていることに留意すべきである。西欧16ヶ国（東欧へ拡大前のEU15ヶ国とノルウェー）の半分の8ヶ国で導入済みであり、その中にはG8の英・独・伊も含まれている。

中間報告に至る21回の合同会合で、ポリシーミックスにおける炭素税の意義や役割が指摘されてきた。全ての主体に対して課税による価格効果で削減を促す炭素税（環境税）は、エネルギー起源CO₂排出量が増え続け、特に規制的手法や補助金が及びにくい民生・運輸部門の増加率が大きい現状において、その必要性はますます高まっている。合同会議で導入を積極的に求める意見も多々出されており、最近のこうした炭素税についての議論を反映した記述とすべきである。

(3) 既存税制のグリーン化の推進

合同会合においても多くの委員から発言があったように、全体をカバーする新税としての炭素税（環境税）とは別に、現行の関連する税制度のグリーン化の進展も実質的CO₂削減効果を期待できる政策であり、その活用は目標達成計画の実現に不可欠の政策といえる。中間報告においても、「既存税制の活用」として、その役割を明記すべきである。

既存税制のグリーン化により、コスト負担をせずに温室効果ガスを大量排出してきた主体に税を課し、温室効果ガス削減に努力して成果をあげてきた主体を思い切って優遇することができる。真面目に努力する事業者が市場で評価され、税負担も軽くなるように配慮する必要がある。

グリーン化を大幅に推進すべき主な現行税制を以下に述べる。

・燃料転換（石油石炭税の活用）

市場メカニズムを用いて国内での石炭依存を大幅に減らしていくため、石油石炭税の税率を変更し、石炭と天然ガスの国内販売価格が同額になる程度に石炭への課税を強化すべきである。鉄鋼用の原料炭は免税としてよいが、セメントの免税措置は廃止すべきである。

以下は、一般炭と天然ガスの国内販売価格の比較と熱量当たりで同額にする場合の試算例である。

	現在価格（石炭が環境フリーライダー状態）			税引き上げ		
	2006 年度輸入 単価（円/GJ）	石油石炭税		本体＋税	石油石炭税	本体＋税
		円/t	円/GJ	円/GJ	円/GJ	円/GJ
一般炭	288	700	27	315	+495	810
天然 ガス	790 (石炭の 2.7 倍)	1080	20	810 (石炭の 2.6 倍)		810 (国内販売価格同額)

・排出量の大きな自動車の抑制（自動車諸税のグリーン化）

自動車税、自動車重量税の2つの自動車保有税の課税標準を燃費（乗用車に関してはクルマの大きさによらない）とし、総額を変えずに格差を大きくする。燃費の良いクルマの税を下げ、燃費の悪いクルマの税を思い切って上げ、その格差を十分に大きなものとする。自動車取得税に燃費による格差をつける。現在は一部のクルマのみ減税されているが、燃費の悪いクルマは思い切って重課する。

・トップランナー工場・事業所の優遇（法人税 or 所得税減税）

トップランナー工場をもち、その割合が企業全体の一定割合以上（たとえば30%以上）の企業の法人税（個人企業なら所得税）の軽減を行う。また、トップランナー機器、ノンフロン機器および自然エネルギー機器の設備費、次世代断熱基準を遵守した建物の損金を割り増しする。

・次世代断熱基準住宅・建築物の確実な普及と、リフォームの推進（固定資産税）

情報開示が前提として、トップランナー事業所（生産量あたりCO₂排出量、業務なら床面積あたりCO₂排出量が当該業種で最小のもの）の生産設備（建物は次項）にかかる固定資産税を減免する。

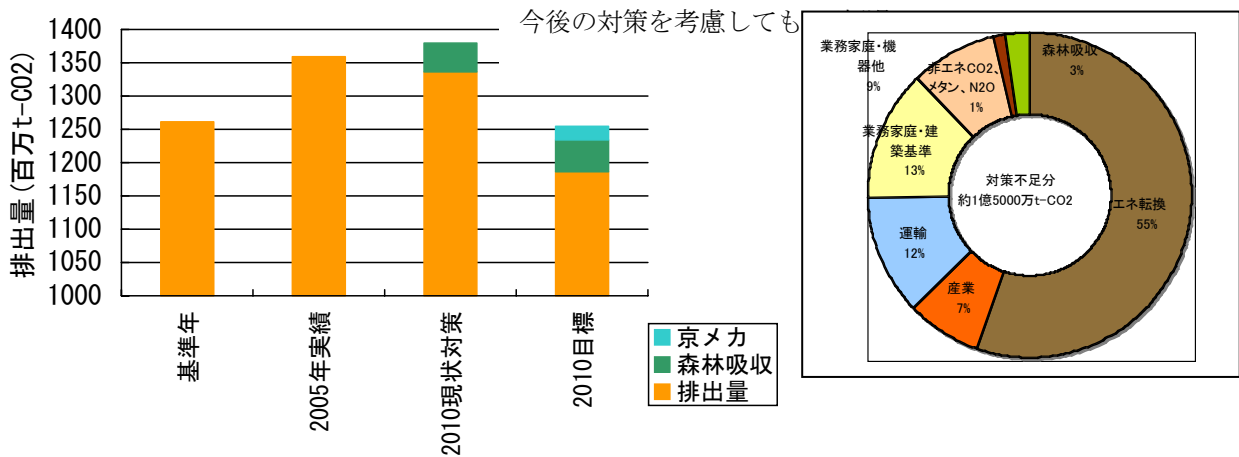
・次世代断熱基準をまもる建物（改修を含む）の固定資産税を当分の間、減免する。

「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（案）」（8月10日）への留保意見

■ 意見その1 未達の可能性を明記し、その構造的な要因を正確に分析・記述すること

「II 京都議定書目標達成計画の評価 2 既存対策の評価」について

- 現行対策の評価として、下図（左）および次ページに示すとおり、NGO 評価によれば、約 1.5 億トン CO2 もの大幅な未達の可能性がある。現状でも 7.8% (CO2 だけだと 13.6%) もの超過をしていることを考えると、未達の懸念の方が高いと思われる。【II 京都議定書目標達成計画の評価 2 既存対策の評価 (2) 評価内容 (p6)】
- 個別対策の評価だけの表現だが、各分野別の問題点を記述すべきであった。具体的には、下図（右）のとおり、エネルギー政策（エネルギー転換）の分野での未達が大きい趨勢を整理して記述することが必要となる。【II 京都議定書目標達成計画の評価 2 既存対策の評価 (2) 評価内容 (p6)】



- 「1. 目標達成計画見直しに当たっての視点」について「上流側」の視点が欠けている
 - ① 「特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要である」との表現だけでは、ミスリーディングである。上記のとおり、下流（需要）側の構造の問題を取り上げるのであれば、上流側、すなわちエネルギー転換や産業界対策の不足、とくに石炭火力の急増問題や原子力の稼働率問題も取り上げなければ、対策の洗い出しにおいて、間違えることになる。このことは、合同部会でも何度も指摘している。したがって、以下を追加する。
「また、上流側では、石炭火力の急増や原子力の稼働率低迷、新エネルギー分野での未達など、エネルギー転換における大幅な不足が懸念されるため、抜本的な対策が必要である。」【III 京都議定書目標達成計画の見直し 1. 目標達成計画見直しに当たっての視点 (p8)】
 - ② 中長期的な観点として、「ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化」とあるが、これもミスリーディングである。中長期的に最も肝要な視点は、「脱炭素経済」と「エネルギー効率化と自然エネルギーを両輪とする低エネルギー社会」であり、これを明記する。【III 京都議定書目標達成計画の見直し 1. 目標達成計画見直しに当たっての視点 (p8)】

既存対策の評価に関する政府と NGO 評価の対比 (気候ネットワークおよび ISEP)							
部門 (項目数)	対策・施策	削減量 万 t-CO2	不足量 (万 t-CO2)			不足の原因など	
			NGO 評価	政府下位	政府上位	大分類	小分類
エネ転	原子力の推進等による 二酸化炭素排出原単位の削減	1700	1700	0	0	削除 強化	他環境負荷 削減に逆行
	新エネルギー対策の推進	4690	758	758	0	強化	政策弱
	コージェネ・燃料電池の導入(天然ガス)	1140	0	0	-11		
	コージェネ・燃料電池の導入 (燃料電池)	300	297	297	0	削除	未成熟技術
	バイオマスタウンの構築	100	100	0	0	強化	重複
	小計	7930	8755	1055	-11		
	産業	自主行動計画の着実な実施とフォローアップ	4240	600	0	0	強化
複数事業者の連携による省エネルギー		320	320	176	0	強化	重複
省エネ法によるエネルギー管理の徹底 (産業)		170	170	170	170	強化	政策弱
高性能工業炉の導入促進		200	79	79	0	強化	政策弱
高性能ボイラーの普及		130	0	0	-47		
次世代コークス炉の導入促進		40	0	0	0		
建設施工分野における低燃費型建設機械の普及		20	20	20	20	強化	政策弱
小計		5120	1189	445	143		
運輸	トップランナー基準による自動車の燃費改善	2100	-158	0	-158		
	公共交通機関の利用促進のうち新線建設	295	0	0	-7		
	公共交通機関の利用促進のうち通勤対策	85	85	84	0	強化	政策弱
	その他運輸部門対策 (エコドライブ、アイドリング ストップ、ITS、テレワーク、トラック大型化等)	2820	1976	268	-119		
	小計	5,490	1,903	352	-284		
民生	建築物の省エネ性能の向上	2550	1572	0	0	強化	政策弱
	BEMS・HEMSの普及	1120	474	316	0	強化	政策弱
	住宅の省エネ性能の向上	850	482	0	0	強化	政策弱
	トップランナー基準による機器の効率向上	2900	-396	0	-396		
	その他民生部門	2080	1141	1145	1030	強化	政策弱
	小計	9,650	3,423	1,611	784		
	エネルギー起源 CO2 合計	28,190	15,270	3,463	632		
非エネルギーCO2、メタン、N2O 小計	1,735	180	0	0			
HFC等3ガス小計	5,600	0	0	0			
6ガス排出合計	35,525	15,450	3,463	632			
同基準年排出量比	28%	12.2%	2.7%	0.5%			
代替不能分合計	3,720	3,702	1,073	760			
同基準年排出量比	2.9%	2.9%	0.9%	0.6%			

■ 意見その2 複数の未達ケースを想定した「コンチンジェンシープラン」が必要である

合同部会でも何度も指摘し、上記に分析結果を示したとおり、現状の京都議定書目標達成計画および政府の認識・対策のままでは、大幅な未達となる懸念は払拭できない（すなわち、蓋然性が低い）。仮に「蓋然性」が高いとしても、それとは別に、コンチンジェンシープランを用意しておくことが政府としての責任である。

つまり、いくつかの未達のシナリオを用意し、それぞれに対するコンチンジェンシープランを用意しておくことが、どのような事態が突発したとしても、京都議定書目標達成計画を確実に達成することができることとなる。

具体的には、一例として、以下のような事態に備えた追加対策を検討し、あらかじめ合意しておくことが望ましい（あくまで一例であり、コンチンジェンシープランを策定する場合には、あらためて検討の場を設けるべきである）。

- ・ 高経済成長や原油価格下落などのためにCO2排出が全般に急増したケース
- ・ 原子力発電所が地震等の影響で全停止したケース
- ・ 経済連自主行動計画が大幅な未達となったケース
- ・ 経団連自主行動計画は達成しているが、産業部門の集計では大幅な未達となったケース

以上、それぞれに対して、時期的な区分を織り込んで検討すべきである。

- ・ 2008～09あたりの早期対応
- ・ 2010～11あたりの中期対応
- ・ 2012年時点での最終対応

■ 意見その3 一般電気事業者の排出原単位の改善を電気事業連合会の自主行動計画のみに依存し、構造的な改善に踏み込んでいないこと

原子力の設備利用率は、目達計画では2010年で88%という高い数字を掲げているが、実態は、以下のとおり、過去、一度も達成したことはない。今後も老朽化が進むことも考え合わせれば、およそ実現性はないと考えられる。正式に発効した京都議定書を達成するための計画であるにもかかわらず、**根拠なく明らかに非現実的な数字**を掲げることは、政府として責任を欠いている。

とくに、先の中越沖地震による柏崎刈羽原発の事故は、日本の原発の耐震安全性のみならず、耐震基準そのものの不備もあきらかにしたものであり、この状況で88%もの稼働率を想定することは、**空想**以外のなにものでもない。

過去の原発設備利用率

（出所：原子力安全・保安院「平成17年度の原子力発電所の設備利用率について」）

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2010
設備利用率 (%)	81.7	80.5	73.4	59.7	68.9	71.9	88

こうした問題点を抱えているにもかかわらず、中間報告では、原子力の設備利用率の見直しどころか、エネルギー転換などの「構造的な改善」に踏み込むことなく、電気事業連合会の自主行動計画に「丸投げ」してしまっている。これは、国家計画としての責任放棄である。

現在のような原発への過剰依存と石炭火力によるバックアップ体制というエネルギーシステムのままで、どうしても京都メカニズムへの依存度が高くなるため、京都議定書の達成だけでも電力会社には相当な財政負担となることが予想される上に、中長期的に見た大幅な削減可能性はほとんど見通せない。

石炭を抑制しつつも、原子力に過度に依存しないエネルギー構造への転換の方向性を示すべきである。

■ 意見その4 再生可能（新）エネルギーの積極的な推進策の導入

再生可能エネルギーは、短期的にも中長期的にも温暖化対策の「柱」となるべき政策領域であり、欧州や米国、中国などでも、野心的な普及目標と具体的な政策措置が導入されてきている。ところが、中間報告（案）では、「新エネルギー対策の推進」（p16）として触れられているものの、このままでは以下の理由により、効果がほとんど期待できない。

第1に、自然エネルギー電力分野は、この目標達成計画の見直しが行われている最中に、まったく別の場（経産省新エネルギー部会）で、目標達成計画の見直しに先行して、160億kW時という、諸外国よりも一桁小さい目標値が決定された。

第2に、自然エネルギー熱利用分野は、太陽熱利用やバイオマスなど、従来から普及政策として必ずしも

成功していないにもかかわらず、特段の施策が検討されていない。

第3に、バイオ燃料分野は、いまだに業界と国で異なる方式の調整が取れておらず、国際間の輸出入を含めて、高濃度化の道筋が見えない。

そこで以下の施策を提案する。

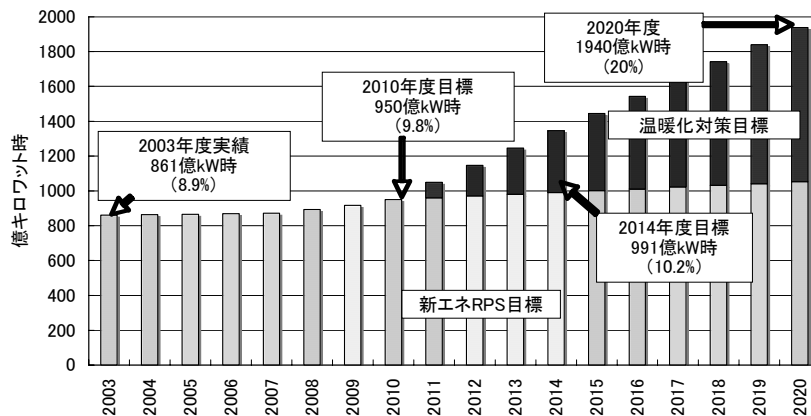
➤ 新エネRPS法における「地球温暖化対策目標」の上乗せ

新エネRPS法の新目標値は、京都議定書目標達成計画とは無関係に設定されたものであるため、これに「温暖化対策分」の目標値を上乗せし、適切な費用負担や支援スキームを検討すべきである。

とくに、ドイツでは、1990年に導入した固定価格制(EFL)で風力発電が急成長し、さらにこれを強化した同じ固定価格に基づく自然エネルギー法(EEG)によって、電力に占める自然エネルギー比率が、2001年で4.5%から2006年には12%と急成長し、2030年には45%に達する見通しを持っている。自然エネルギー導入によるCO2削減効果も、電力分野で4500万トン、全エネルギーで1億トンもの削減に成功し(いずれも2006年)、21万人の雇用と2兆5千億円を超える経済効果を生み出している。

このため、本合同部会の見直しとは無関係に目標値を定めた新エネRPS法とは別に、ドイツ型の固定価格制を、温暖化対策目標として、上乗せで導入することを提案する。

新エネ利用特措法の利用目標
(再生可能エネルギーの定義見直し後)



➤ 自然エネルギー熱利用分野ではバルセロナ方式の「ソーラーオブリゲーション」を導入する

スペインで立法化された「ソーラーオブリゲーション」に倣って、新築の建築物(業務用、家庭用)には、一定比率の太陽熱(バイオマス熱、地中熱を含む)利用を義務づけることを提案する。

■ 意見その5 経団連自主行動計画の協定化

「2. 対策・施策の強化の方向」(1)「今後早急に具体的内容を検討し可能な限り効果を推計していく対策・施策」について、経団連自主行動計画を京都議定書目標達成計画に織り込むのであれば、蓋然性を担保するために、以下の点を織り込んで、経団連は政府と確実に達成する旨の協定を締結すべきである。

- ・ 全業種で総量と原単位の目標設定：業種別目標数値、全体水準を検証、設定し直す
- ・ 経団連または各業種の団体と政府との協定化：業種単位での目標達成の協定化
- ・ 協定を締結しない事業者、業界からは、過去の省エネ等補助金の返還を求める
- ・ 目標未達成の場合の担保措置や責任体制の明確化
- ・ 未達の場合の補完計画(責任体制を含む)を事前に届け出
- ・ 事業所毎のキャップ&トレードの試行
- ・ 各業種ごとに、自主参加型のキャップ&トレードの試行を促す
- ・ 未達の場合の補完計画(責任体制を含む)を事前に届け出

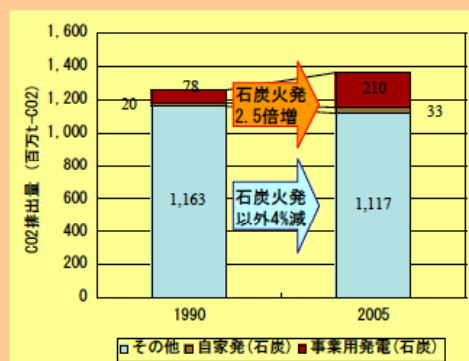
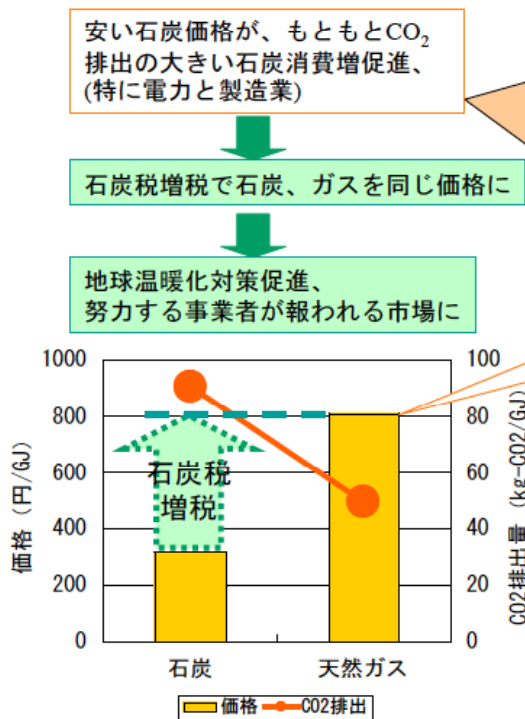
■ 意見その6 環境税に先行して、早急に石油石炭税の税率変更を行う

➤ 今日的大幅な目標未達の原因は、石炭火力(石炭ボイラー)の野放図な拡大に主な原因があるため、

温暖化対策税の導入までの過渡的な措置として、石油石炭税の税率を大幅に変更して、燃料炭と天然ガスとの価格差を逆転（少なくとも同等）とする。

- 石油石炭税のみで税収中立をはかることは、石炭税の現状の3倍もの石炭増税があるので無理なので、LNGの税率をゼロにして、石炭の税の値上げとLNGの税の値下げとの差し引きで石炭が相対的に495円/GJ上げれば熱量あたりの価格が同じになる。増税後の税率は
 - ・ 一般炭 12900円/t、502円/GJ、5540円/t-CO₂
 - ・ LNG 0円/t
 となり、この際の税収は1兆4500億円、一般炭価格は2.5倍になる。
- 1兆円近い増税となるため、これを原資に以下のような措置を講じる
 - ・ 法人税減税（地球温暖化対策特別減税）→グリーン電力証書購入企業への特別減税
 - ・ 燃料転換補助金（石炭→天然ガス、バイオマスなど）
 - ・ 自然エネルギー促進のための利用（グリーン価値買上、系統補強費用、インバランス費用など）
 - ・ 一般財源への組み込み

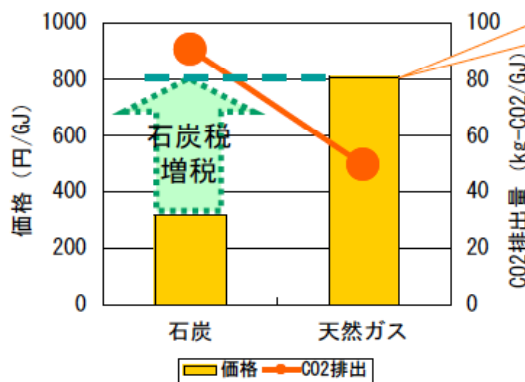
経済的手法：石油石炭税増税で石炭を輸入LNG価格と同じに（熱量あたり）



安い石炭を使った石炭火発急増で排出12%増加

現在、石炭と天然ガスに3倍の価格差（輸入価格+税で）

輸入価格+税で
石炭も天然ガスも同じに（約810円/GJ）
（石炭は2万円/t、天然ガスは4.4万円/t）
効果：最大で12%削減（発電所と工場の石炭→天然ガスで）
税収増1.5兆円は減税や社会保障財源などにも



- 意見その7 東京都をはじめとする地方自治体の先駆的な政策を支援し、先行例を形成することで、国の制度設計に活かす。具体的には、以下の2点を先行する。
 - ・ 太陽光発電普及政策モデル事業

【現状】

- ◇ 日本の自然エネルギー政策は、太陽熱および風力発電は低迷し、そして太陽光発電市場も崩落しつつある。とくに太陽光発電は、事実上、電力会社による余剰電力購入メニューだけが支援策となり、「政策」の役割が欠落した、きわめて歪んだ政策構造となっている。
- ◇ そうした中で滋賀県モデル（3年間の固定価格補助）、佐賀県モデル（1年間のグリ

ーン電力買上げ) など、たんなる補助ではない、独自の支援策の試みはあるものの、一地方自治体では限界がある。

◇ そうした中で、東京都が新たに太陽エネルギー(光・熱)普及政策を公表している。

【「政策モデル事業」の提案】

◇ 太陽光発電：東京都などの先行例を参考にして、各一般電気事業者と行政(道府県または政令市)の協力による太陽光発電普及の新しい政策モデルを実証する事業

◇ 太陽熱利用：ソーラーオブリゲーション(新規住宅への太陽熱利用の義務づけ)

・自主参加型排出量取引モデル事業の拡大

◇ 国レベルでの排出量取引の試行として、現状のモデル事業を拡大して実施する。

以上

<及川委員からの意見>

昨日の会議の際にも申し上げましたが、④吸収源の対策・施策の記述が極めて不十分であり、環境省の回答も全く回答になっておりません。

すなわち、現在まで森林管理が毎年35万haしか行われていないものを、今年から6年間にわたって20万ha追加するといっても、具体的にどのように追加するかを明示しない限り、意味をなしません。

林業は産業として極めて厳しい状況にあり、これまでに行われてきた35万haがやっとの状況であり、これをさらに20万ha追加するといっても実現可能性はほとんど0ではないでしょうか。

林野庁が進めてきた「緑のオーナー制」も破綻し、「緑資源機構」も不祥事から廃止されることが決まっており、林業を育成する状況にはないことが現実ではないですか。

このような状況の元で、20万ha追加は全くの絵空事であり、森林管理による3.8%の吸収は大幅に下方修正すべきです。

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する 中間報告（案）についての意見書

早稲田大学大学院創造理工学研究科

大聖 泰弘

1. 地球温暖化対策の中には、定量的に実績を積みつつある有効な対策がある一方、定量化が不十分であり、今後一層の定量化が必要な取組も多く含まれ、それが全体の温室効果ガスの抑制量を予測する上で不確定なものにしているのが現状です。そのような取組については、定量化するための努力を前提に、その実施主体やその進捗を評価する仕組みと方法を具体的に明示する必要があります。また、効果が認められないものについては、費用対効果の観点から見直す必要があります。ただし、その温暖化の抑制以外にも効果のある取組については、そのことにも言及すべきです。
2. すでに取り組み、効果が出ているものに注目し、それをさらに強化することで削減効果を高める必要があります。また、2010年が一応の目標となっていますが、即座に効果は出なくても、2012年までに効果が出てくると見込まれる対策もあり、2012年以降の継続性にも配慮して推進すべきです。
3. 運輸部門では、自動車の排出ガスの強化が2009年から2010年に行われる一方、2010年の乗用車等の燃費基準についてはわが国の自動車メーカーによってすでに達成されており、2015年の燃費基準の達成が目標となっています。自動車の排出ガスによる大気環境基準の達成を見極めた上で、2010年の燃費基準を超過達成や2015年の燃費基準の前倒し達成を促す具体的な政策を早期に打ち出し、自動車メーカーの開発をそのような方向に誘導すべきです。

第 21 回産構審・中環審 合同会合に関する意見書

2007 年 8 月 16 日

産構審・中環審合同会合 事務局 御中

社団法人日本鉄鋼連盟
会長 馬 田 一

2007 年 8 月 10 日に開催された第 21 回産構審・中環審 合同会合における議題（「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告」）について、下記の通り書面にて意見を提出申し上げます。

記

目標達成のための投資及びコスト

「中間報告」に記載する対策・施策の実施には、当然のことながら個別企業はもとより社会全体として、投資やコストを負担することになる。例えば、鉄鋼業界では 1990 年度から 2005 年度にかけて省エネルギー 10% を達成するために 1.5 兆円の投資を既に行っている。さらに、鉄連自主行動計画達成のために、省エネルギー等を中心とした設備・技術投資を行うが、補完的措置として京都メカニズムを 5 年間で、2800 万 t(金額換算で約 600 億円)購入契約している。このように、どのような対策・施策に、どの程度の追加的投資やコストがかかるのかを明確にする事は重要であると考え。2013 年以降のポスト京都の枠組み議論においても、国民の前でこれらの投資やコストを示して議論することが必要である。

業務・家庭部門に対する対策・施策の評価

「中間報告」において、業務・家庭部門の対策強化が謳われており、両部門における対策強化は、新「京都議定書目標達成計画」において重要視されるポイントである。対策推進のためには、国民及び事業者に対して衡平かつ円滑に対策の実施を求めるという視点を踏まえ、その対策の「定量化」、「見える化」が必須であり、これらの事項を検証・フォロー・報告できるシステムの構築が、非常に重要であると考え。

以 上